

令和8年

江戸川区
発達障害支援
情報ガイド

江戸川区発達相談・支援センター

目　次

第１章　江戸川区の「発達障害支援」の流れ

１．発達障害をめぐる状況 1

２．発達障害支援の流れ 2

第２章　乳幼児期

１．発達の目安 3

２．早期発見

（１）健診からの発見 5

（２）各幼稚園・保育園での発見 7

３．早期の相談

（１）健康サポートセンター 10

（２）児童相談所・こども家庭センター 10

（３）発達障害相談センター(江戸川区発達相談・支援センター内) 11

４．早期の発達支援

（１）児童を対象とした通所サービス 16

（２）児童福祉サービスの利用手続き 17

（３）区内にある児童発達支援、放課後等デイサービス・センター及び事業所 18

第３章　学齢期

１．学齢期の相談・支援

（１）特別支援教育の推進 28

（２）就学相談 29

（３）区立小・中学校 31

（４）すくすくスクール 34

（５）相談機関 36

（６）特別支援学校 39

２．児童を対象とした通所サービス 44

第４章　青年期以降

１．青年期以降の支援　～義務教育終了後の相談・支援について～
（１）相談　45
（２）就労支援　48
２．障害者総合支援法の障害福祉サービス　50
３．各種申請手続きについて　52

第５章　関係機関一覧

１．区内機関　54
相談窓口　53
発達障害の対応が可能な病院一覧　54
２．区外機関　56
支援機関・医療機関の情報　55
発達障害の対応が可能な病院一覧　55
障害等に関する相談窓口　56
子どもに関する相談窓口　57
教育に関する相談窓口　58
就労に関する相談窓口　59

第１章　江戸川区の「発達障害支援」の流れ

１　発達障害をめぐる状況

発達障害は、他の障害と比べて外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、平成 17 年４月の発達障害者支援法施行以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、社会における理解も広がってきました。その後、施行から 10 年以上が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成 28 年８月には発達障害者支援法が改正されました。本区では、平成 24 年７月に発達障害者（児）のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。さらに、継続した支援、関係機関との緊密な連携強化、発達障害に関する普及啓発事業の推進を目的に、平成 26 年７月には発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うことができるよう、令和２年４月に発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを開設しました。地域の中核的な発達支援拠点の拡充も進められ、令和４年４月には江戸川区篠崎児童発達支援センター、令和６年４月には葛西児童発達支援センター、そして令和８年４月には江戸川区小岩児童発達支援センターが開設されました。令和８年度においても、これらの拠点を中心に、地域全体で発達障害のある方への継続的かつ総合的な支援体制の強化を図っていきます。

2　発達障害支援の流れ

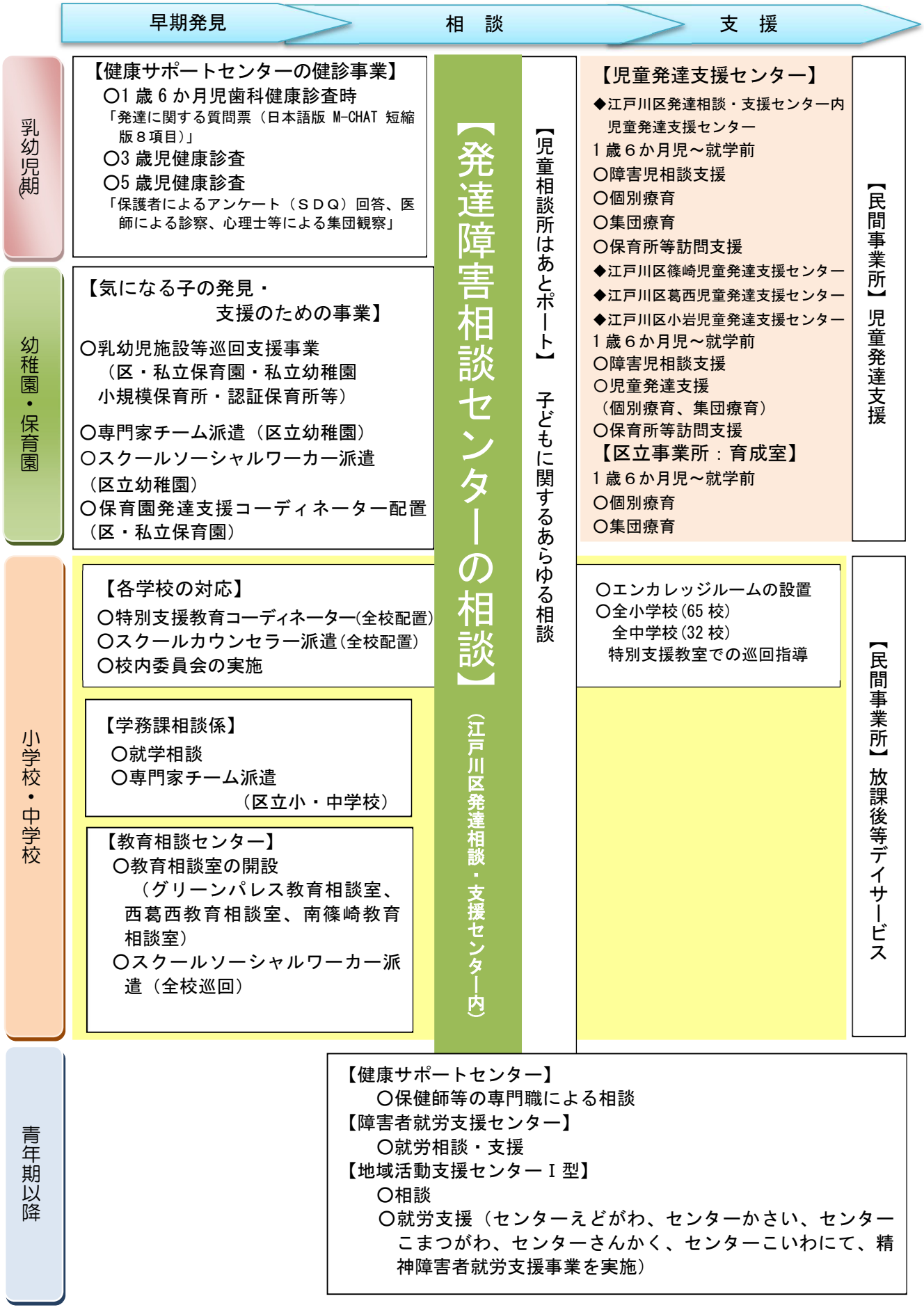
早期発見
相　談
支　援
乳幼児期
幼稚園・保育園
小学校・中学校
青年期以降
【健康サポートセンターの健診事業】
〇1 歳 6 か月児歯科健康診査時
「発達に関する質問票（日本語版 M-CHAT 短縮版８項目）」
〇3 歳児健康診査
〇5 歳児健康診査
「保護者によるアンケート（ＳＤＱ）回答、医師による診察、心理士等による集団観察」
【気になる子の発見・支援のための事業】
〇乳幼児施設等巡回支援事業
（区・私立保育園・私立幼稚園
小規模保育所・認証保育所等）
〇専門家チーム派遣（区立幼稚園）
〇スクールソーシャルワーカー派遣
（区立幼稚園）
〇保育園発達支援コーディネーター配置
（区・私立保育園）
【各学校の対応】
〇特別支援教育コーディネーター(全校配置)
〇スクールカウンセラー派遣(全校配置)
〇校内委員会の実施
【学務課相談係】
〇就学相談
〇専門家チーム派遣
（区立小・中学校）
【教育相談センター】
〇教育相談室の開設
（グリーンパレス教育相談室、西葛西教育相談室、南篠崎教育相談室）
〇スクールソーシャルワーカー派遣（全校巡回）
【発達障害相談センターの相談】
（江戸川区発達相談・支援センター内）
【児童相談所はあとポート】　子どもに関するあらゆる相談
【児童発達支援センター】
◆江戸川区発達相談・支援センター内
児童発達支援センター
1 歳６か月児～就学前
〇障害児相談支援
〇個別療育
〇集団療育
〇保育所等訪問支援
◆江戸川区篠崎児童発達支援センター
◆江戸川区葛西児童発達支援センター
◆江戸川区小岩児童発達支援センター
1 歳６か月児～就学前
〇障害児相談支援
〇児童発達支援
（個別療育、集団療育）
〇保育所等訪問支援
【区立事業所：育成室】
1 歳６か月児～就学前
〇個別療育
〇集団療育
〇エンカレッジルームの設置
〇全小学校(65 校)
全中学校(32 校)
特別支援教室での巡回指導
【民間事業所】児童発達支援
【民間事業所】放課後等デイサービス
【健康サポートセンター】
〇保健師等の専門職による相談
【障害者就労支援センター】
〇就労相談・支援
【地域活動支援センターⅠ型】
〇相談
〇就労支援（センターえどがわ、センターかさい、センターこまつがわ、センターさんかく、センターこいわにて、精神障害者就労支援事業を実施）

第２章　乳幼児期

１．発達の目安

赤ちゃん

1 歳　　2 歳

おすわり　ひとり立ち　走る　小さいポールを蹴る　両足でジャンプ



体の使い方

親指を使ってつかむ
レーズンやボタンなど



コップで飲む



なぐり書きをする



４コの積み木の塔



生　活

自分で食べる
クッキーやおせんべい
手に持って



スプーンを使って食べる



パジャマやパンツを一人で脱ぐ



他の人との関わり

いないいないばぁを喜ぶ



バイバイをする



簡単なお手伝いをする
おもちゃの片付け・言われたものを持ってくる



二語文を話す
マンマちょうだい等
絵:食べ物をほしがっている



ことば

なん語を話す
パパ・ママ・だだだ等



意味のある言葉 2～3 語
パパ・ママ以外
絵:ネコを指差しにゃんにゃんなど



体の名前が分かる
絵:人形の目を指差ししている



成長・発達のスピードは一人ひとり違います

※この表は発達の目安です。参考にしてください。**＜ＤＥＮＶＥＲⅡ（発達スケール）より＞**

3 歳　　**4 歳**　　**5 歳**　　**6 歳**

三輪車がこげる



けんけんができる



はね返ったボールをつかむ



○（まる）が書ける



歯みがきを一人でする



□（しかく）が書ける



人の絵が書ける



一人で服を着る



友達の名前を言う



簡単なゲームをする





ルールを守って遊べる

絵:3～4 人でじゃんけん



色の名前を言う

絵:4 色クレヨン



5 まで数える

絵:机の上の積み木を
かぞえている



反対語がわかる

「火は熱い・水は?」
絵:こどもが冷たいと答えている



２．早期発見

（１）健診からの発見

HP はこちら ⟹

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e052/kenko/kenko/kodomo/kenshin/index.html

①　乳幼児の健康診査

各健康サポートセンターや指定医療機関で、子どもの発育・発達の確認を行い、必要に応じて相談・経過観察・医療などの継続支援を行います。

健診名	対象者 会場	内容	事後フォロー
乳児健康診査	３～４か月児 (個別に通知) 各健康サポートセンター	身体測定、健康診査 個別相談（保健師による健康・育児相談、栄養士による栄養相談）	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 保健師による個別支援
６～７か月児・９～10 か月児健康診査	６～７か月児・９～10か月児（乳児健康診査時に受診票を配布） 指定医療機関	身体測定、健康診査、 保健指導（「受診票」に書かれている内容）	保健師による個別支援
１歳６か月児健康診査	１歳６か月～２歳未満 (個別に通知) 指定医療機関	身体測定、健康診査、 保健指導（「受診票」に書かれている内容）	心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援
１歳６か月児歯科健康診査	１歳６か月～２歳未満 (個別に通知) 各健康サポートセンター	歯科健診、個別相談(歯科衛生士による歯科相談、保健師による健康・育児相談*、栄養士による栄養相談) ＊M-chat 短縮版を活用した保健師による発達や育児の相談を含む	乳幼児経過観察健診 心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援
３歳児 健康診査	３歳～ ３歳 11 か月 (個別に通知) 各健康サポートセンター	尿検査、眼科検査、身体測定、内科健診、歯科健診、 個別相談(保健師による健康・育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談)	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援
５歳児 健康診査	５歳を迎える年度（所属園からの個別配付又は個別郵送） 各区内保育園・幼稚園・児童発達支援センター等の指定会場	保護者によるアンケート（ＳＤＱ）回答、心理士による集団遊び等の様子観察、医師による診察 等 ＊ＳＤＱ　子どもの強さと困難さの行動指標	専門機関紹介 心理相談員による専門相談 保健師による個別支援

② 健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧

ＨＰからご確認ください ⟹ https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/kenko/index.html

③ 健診で気づく子どものサインとは・・・

〈乳児期後期〉視線が合わない、まねをしない、名前を呼んでも反応しない、他児への興味がない、微笑み返しがない、表情が乏しい など

〈１歳６か月〉指さしをしない、有意語がない、名前を呼んでも振り向かない、言われた言葉の理解が弱い、運動発達の遅れ、音に対して敏感、こだわりが強い など

〈3　　歳〉他児と関われない、ことばの遅れ、動き回って落ち着きがない、衝動的な行動、偏食など食行動の問題、生活時間の乱れ、こだわりが強い など

〈5　　歳〉〈３歳〉の気になるサインに加え、集団行動ができない、パニック（かんしゃく）を起こす、ルールに従って遊ぶことが苦手 など

④ 健康サポートセンターで気づいた場合の対応

１歳６か月児歯科健康診査・３歳児健康診査・５歳児健康診査の結果、発達の遅れや発達障害の心配が疑われた場合は、子どもの発達に関する保護者の受け止めや困っていることなどの相談をお受けします。保護者との相談の結果、必要に応じて下記の個別相談を紹介します。また個別相談を継続する中で、必要に応じて集団指導や適切な療育機関・医療機関を紹介します。

個別相談

●子ども(発達)相談　　各健康サポートセンター　（予約制）

発達面（主に精神発達）に心配のあるお子さんとその保護者の心配や不安に対し、心理相談員が相談に応じます。発達面の課題や育児上の悩みを伺い、安心して子育てができるよう支援します。

（発達面の他に、年齢に応じた子どもへの対応や兄弟への対応などの相談もお受けしています。）

１歳６か月児歯科健康診査と３歳児健康診査では、健診日に合わせて相談をすることができます。

・担当スタッフ　心理相談員

集団指導

●１歳６か月児心理集団指導　　各健康サポートセンター　（登録制、月１回）

ことばの遅れや対人関係などに課題があるお子さんとその保護者を対象に、集団での遊びや交流を通して、発達を促したり対応の仕方を学び、安心して子育てができるよう支援をします。子ども(発達)相談を経たうえでの参加となります。

・担当スタッフ　心理相談員、保育士、保健師

（２）各幼稚園・保育園での発見

①　集団生活の中で気づく子どものサインとは・・・

「すこやかな成長と発達を応援します～よりよい園生活を送るために～４・５歳」

（江戸川区発達相談・支援センター リーフレット）より

＜コミュニケーション＞

友達とかかわらず、一人遊びばかりする
会話が一方的でやりとりしにくい
順番やルールが守れない
音に敏感に反応する（耳をふさぐ）
体に触れられることを嫌う

＜生活＞

トイレや身支度など生活習慣が身につきにくい
急な予定の変更があると不安になる（場所や時間）
睡眠時間が一定でない
食べ物の好き嫌いが極端

＜あそび＞

ままごとやブロックで家を作って遊ぶなどのごっこ遊びに関心を示さない
遊びにこだわりがあったり、広がりにくかったりする
絵本の読みきかせができない（勝手にページをめくる、どこかへ行ってしまうなど）

②　幼稚園・保育園で気づいた場合の対応

＜園での子どもへの対応＞

子どもの特性を知り、環境を整えます。子どもに生活しにくい様子が見られれば、何に困っているのかよく観察することが大切です。その子らしさを発揮しやすい状況はどういう条件がそろった時なのか、観察した様子を記録し整理します。どのような場面でどのような工夫をすれば子どもがわかりやすく行動しやすいのか考え、環境を整えることにより、力を発揮しやすくなります。そして、大人との信頼関係をつくり、好きなことや得意なことなどを利用して「やってみたい」「自分にもできる」という気持ちを育み、自信や自己肯定感を高めることが大切です。
その子らしく健やかに育つように支援していきます。

＜保護者への対応＞

園内での行動の記録をもとに保護者の方と面談を行います。
信頼関係の構築を大切にし、保護者とのコミュニケーションを通じて子どもの特性の理解を支援していきます。保護者の方とお子さんの得意・不得意を共有し、必要に応じて対応の助言をしたり、関係機関を案内したりします。

「こんな工夫で、こんなことができた」などうまくいったことを伝えるなかで、一緒に子育てをしていきたいというスタンスで、保護者に寄り添った対応を行います。

＜関係機関との連携＞

必要に応じて各機関と連絡をとります。

園での取組み

［私立幼稚園］［私立保育園］［小規模保育所］［認証保育所］ほか

私立園の場合、各園によって取り組み内容が異なりますが、概ね以下のとおりです。

日常の保育や教育のなかで、保育士や教員が発達に係る課題を発見した場合、職員会議等で当該児童の保育方針を確認し合います。

専門的なサポートを要する場合、園医、嘱託医に相談するほか、保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

なお、一部の私立保育園には区の研修を受講した保育士（保育園発達支援コーディネーター※）が在籍しています。

［区立保育園］

気になる行動の記録をとります。それに基づいて職員会議等で意見を交換し、保育方針を確認します。必要に応じて保護者との話し合いを持ち、対応の方法について巡回相談支援員、嘱託医に相談をし関係機関とのつながりを保護者と共に検討していきます。保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

全園に保育園発達支援コーディネーターが配置されています。発達に関する相談の窓口・早期発見としての役割を果たしています。

［区立幼稚園］

特別支援教育コーディネーターが配置されています。

集団生活が難しいお子さんや発達の気になるお子さんについて、支援内容を検討し、実践します。

また、必要に応じて専門家チームの派遣を要請して、専門家から助言を受けます。

専門家チーム派遣　　32 ページ参照

※保育園発達支援コーディネーター

発達支援に関わる保育園内のリーダーとして、発達障害を含めた発達的な課題を抱える子どもへの理解を深め、子どもの発達に添った適切な対応や相互の信頼関係を基本に保護者支援ができるよう、職員と情報を共有してサポートし、関係機関に対する保育園の窓口として連絡調整を行っていきます。

・江戸川区全体の保育施設一覧
　⇒えどがわ子育てガイドに掲載　⟹ HP はこちらから
　https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/gaido.html

・新規園児入園申込時期や私立保育園の特徴、概要など
　⇒入園申込み時期　認可保育施設への入園申し込みの情報　⟹ HP はこちらから
　https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/hoiku/azukeru/

③ 乳幼児施設巡回支援事業（施設職員向け支援）

本事業は、施設職員を支援するとともに発達障害に関する知識や支援力の向上を図ることを目的とします。より地域に根差した形での実施を目指し、「江戸川区発達相談・支援センター」と「江戸川区篠崎児童発達支援センター」「江戸川区葛西児童発達支援センター」「江戸川区小岩児童発達支援センター」で地区分担して実施しています。

保育園・幼稚園等の乳幼児施設へ、各センターが心理相談員（発達障害児支援について知識・経験を有する専門職）を派遣し、発達障害又は疑いのある児童（気になる子ども）への対応、支援方法、保護者対応について助言を行います。

巡回施設

・区立保育園・私立保育園・私立幼稚園・小規模保育所・認証保育所等のうち、心理相談員の派遣を希望する施設

実施内容

・対象児の行動観察
・対象児の発達状態や特性に合わせた対応・支援の助言
・保護者対応に関する助言
・関係機関連携に関する助言
・カンファレンスを通して、職員の障害理解を深める

地区分担制

・江戸川区発達相談・支援センター　→　小松川地区、中央地区、船堀地区
・江戸川区篠崎児童発達支援センター　→　東部地区、鹿骨地区
・江戸川区葛西児童発達支援センター　→　葛西地区
・江戸川区小岩児童発達支援センター　→　小岩地区

※支援者支援を目的として実施するため、心理相談員が、直接、対象児の個別支援や保護者の相談を行う事業ではありません。
※各センターが日程調整（年２回程度の派遣）を行い、心理相談員等を派遣します。

［問い合わせ先］
江戸川区発達相談・支援センター　電話　５８７５－５３２１
江戸川区篠崎児童発達支援センター　電話　６２３１―８０１７
江戸川区葛西児童発達支援センター　電話　３６８８－８６１３
江戸川区小岩児童発達支援センター　電話　３６７２－０６１４（地域支援）

３．早期の相談

（１）健康サポートセンター

発達や子育てに関する相談は、健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談により、随時、保健師が応じています。また、予約制で心理相談員による子ども（発達）相談も実施しています。

相談を進めていく中で、必要に応じて適切な療育機関や医療機関を紹介します。

健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧　　6 ページ参照

（２）児童相談所・こども家庭センター

子どもに関するあらゆる相談

子どものしつけや不登校、障害、非行など１８歳未満の子どもに関するあらゆる相談に、保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。



児童虐待に関する相談・通告

児童虐待に関する相談・通告等に応じます。子どもの安全を確認し、保護者と面接を行います。場合により、子どもの一時保護、児童養護施設への入所や里親への委託などの措置も行います。

- 児童相談所虐待対応ダイヤル
  189 番（いちはやく） ⇒ 24 時間対応
- 【緊急の場合】子どもの生命に危険がある場合は警察へ
  110 番



⇦ HP はこちらから

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/index.html

児童相談所・こども家庭センター

所　在　地	〒132-0021　江戸川区中央 3-4-18		
電　話	5678-1810	F　A　X	6231-4378
相談受付日時	月～土　８：30～１７：00（祝休日・年末年始を除く）		

（３）発達障害相談センター　（江戸川区発達相談・支援センター内）



ご本人またはご家族の不安や悩みを伺ったうえで、必要な支援の方向性を考えていきます。適切な支援を紹介するほか、必要に応じて保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。ライフステージに応じて、相談や適切な支援が受けられるよう、お困りの都度いつでもご相談いただけます。

～発達相談室「ないろ」～

発達障害相談センター内の 18 歳未満のご相談窓口です。発達障害という言葉にとらわれず、保護者の方がお子さんの発達に関して相談しやすい場所となるよう、また、園や学校からも紹介しやすくなるよう、愛称をつけることにより周知しています。

対象者

江戸川区にお住いで、知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方、そのご家族及びその支援者
※年齢の制限はありません。

相談員

心理士、教員、保育士、精神保健福祉士などの発達障害専門相談員

ご本人・ご家族からの相談

◆電話相談　（随時）



- 発達障害や発達全般に関するお困りの状況を丁寧に聞き取ります
- 相談内容を整理し、助言や情報提供をします
- 必要に応じて、来所面接の相談予約をご案内します

◆来所相談（予約制）

1.発達相談（18 歳未満）～発達相談室「ないろ」～

- 発達障害に関する特性を総合的に判断するため、必要な情報（主訴、成育歴、発達状況等）の聞き取り、行動観察をします。
- 必要に応じて発達検査等（※）や、所属園・学校への訪問・連携を行い、本人・保護者のニーズに合ったアドバイス、必要な支援の方向性を提案します。
- 情報提供や制度の紹介を行い、必要に応じて関係機関につながるためのサポートをします。
- 医師による診断を必要とされる方には、専門医療機関のご案内、情報提供もしております。

※発達検査等について

対象者の年齢、状態、特性等を考慮し標準化された検査用具を用いて実施します。必要に応じていくつかの検査を組み合わせて総合的な評価をする場合もあります。



☆検査のみの対応や、継続的な療育、カウンセリングなどは行っていません。

2.発達障害に関する相談（18 歳以上）

・家族関係や日常生活に関する悩みをお聞きします。医療機関、制度についての問い合わせに応じ、情報提供します。また、必要に応じて関係機関に繋ぎます。

・既に相談されている機関がある場合、必要に応じて相談先の関係機関との連絡調整を行います。

※成人の方への検査は行っていません。

支援者の方からの相談

保育園、幼稚園、小中学校などに在籍する発達障害または疑いのある児童生徒への対応について、支援者の方からのご相談も可能です。

～相談の例～

例１：「ご家庭になないろへの相談を勧めたい。どのように勧めたらいいですか？」

⇒お子さんや家庭の状況を伺い、相談へのつなぎ方についてご相談に応じます。

例２：「集団行動が難しいお子さんについて、対応方法を知りたい」

⇒お子さんへの対応のしかたや、使えるサービス（社会資源）や制度について、聞き取りをしながら一緒に検討します。

例３：「なないろでどんなことが相談できるのか教えてほしい」

⇒過去の相談事例も交えて、なないろが行っている相談について、ご説明します。

※ 必要に応じて、関係機関との連携支援や、訪問支援なども行います。まずはお電話でご相談ください。

つながる支援



家庭から保育園・幼稚園へ、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、高等学校から大学または就労へと支援が途切れないように、成長や環境の変化に合わせて支援の方向性を調整します。

また、ライフステージが変わっても必要な情報が引き継がれるように、保護者もしくはご本人が管理するサポートファイルを活用できるよう支援していきます。

HP はこちらから ⇨

https://edo-hssc.jp/?page_id=38

【サポートファイル「にじ」 】

発達障害または発達に関して特別な配慮や支援を必要とする方が、ライフステージに応じた適切な助言や支援を受けるときに役立つ、成長と発達を記録する個人のファイルです。

保護者及び支援者が記入し、保護者もしくはご本人が管理します。



〇役割

保護者が子どもの成育歴や成長の記録、工夫している関わり等を記録し、支援者と情報を共有することで子どもの特性を見つめ直すことができ、適切な対応のきっかけ作りになります。

進級や進学などで生活の場が変わるときに、新しい保育園・幼稚園・学校の先生や支援機関の職員の方へ、今までの経過やサポートの情報を伝えることができます。

保護者と支援者が情報を共有することで、より連携しやすくなります。

〇内容

① 基 本 情 報：プロフィール、医療についての記録、所属の記録、健診の記録、福祉の記録、生まれたときの様子
② 今のわたし（今の日常生活能力・行動特徴・配慮点等）：乳幼児期 ／ 学齢期 ／18 歳以上
③ 私の生活地図：サポートネットワークやサポートの内容
④ 支援機関からの情報
⑤ ヒント集：大人も子どもも！「できる」をつくる関わり方

〇入手方法

下記、江戸川区発達相談・支援センターのホームページからダウンロードできます。

PDF 版と Excel 版がございます。 ⇦ こちらから ダウンロード

https://edo-hssc.jp/?page_id=183

※ えどがわ障害者支援アプリ『ミライク』に、新しい教材『サポートファイル にじ』が登場しました。ぜひアプリからチェックして、ご活用ください。

障害者支援アプリ ミライクはこちら ⇨

コーディネーター機能

相談・支援が途切れないよう、相談者と所属機関をつなぎ、共に考え支援し、関係機関と関係機関をつなぐコーディネーター機能を担います。

よりよい支援のために、ご本人・ご家族の同意のもとに情報共有を行い、乳幼児期から青年期以降まで各関係機関と相互連携を図っていきます。

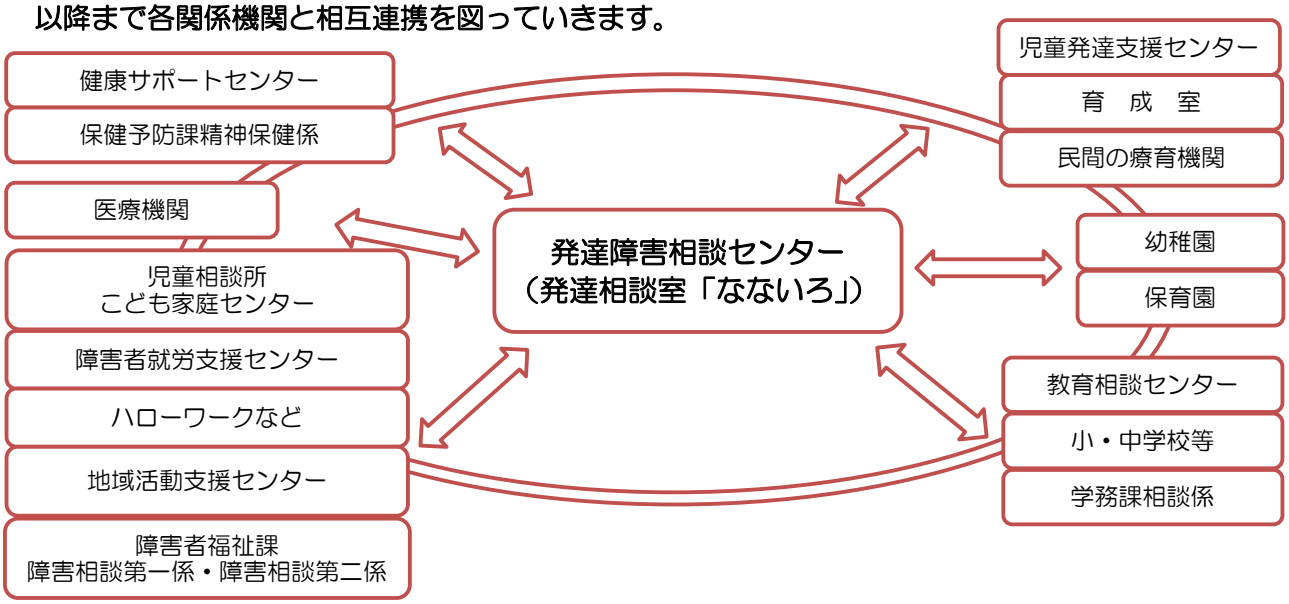

	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「ないろ」）との連携
18歳未満	児童相談所 こども家庭センター	○発達障害に関する相談対応が必要なケースについて、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。
乳幼児期	健康サポートセンター	○健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談の中で、発達障害の疑いのある児は、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。
	幼稚園・保育園	○在園児で発達障害の疑いのある児について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○相談対応している園児の集団での行動観察が必要と判断した場合は、可能な範囲で在籍園に電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○在籍園から要望があれば、発達支援・環境調整への助言を行います。 ○発達に課題のある園児が家庭や園で生活しやすくなるよう、適切な支援方法・環境調整等を保護者や保育士、教員とともに考えます。
	育成室 （令和９年４月１日付閉室となります）	○育成室を卒室する児童に対して、支援の継続が必要なケースでかつ通常学級を希望する方については、円滑な就学への移行、入学後の支援について相談対応しています。
	児童発達支援センター	○相談・評価の中で発達障害の専門的療育が必要と判断した場合は、療育機関のひとつとしてご紹介します。

	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「ないろ」）との連携
学齢期	小・中学校	○在籍校において、発達障害（または疑い）のある児童・生徒について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○発達相談「ないろ」での来所相談を通じて、児童・生徒の集団でのアセスメントが必要と判断した場合は、可能な範囲で電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○発達に課題のある児童・生徒が家庭や学校で生活しやすくなるように、適切な支援方法・環境調整等を保護者・教員とともに考えます。
	教育相談室	○発達相談室「ないろ」での来所相談を通じて、教育相談室での継続相談が必要と判断したケースや、双方の相談を利用しているケースについては、情報共有し、役割分担して対応します。
	学務課相談係	○就学相談・転学相談については、学務課相談係をご案内します。
青年期以降	障害者福祉課認定係 健康サポートセンター	○自立支援医療(精神通院)や精神障害者保健福祉手帳が必要な場合は、障害者福祉課または地域の健康サポートセンターをご案内します。
	障害者就労支援センター	○就労支援が必要な相談者に、就労支援センターをご案内します。 ○就労支援センターの相談者が、発達障害についての助言等を求めた場合、当センターを案内してもらいます。
各年代	障害者福祉課 障害相談第一係 障害相談第二係	○障害者福祉サービス利用の窓口としてご案内します。 ○知的障害の方の相談窓口としてご案内します。

発達障害相談センター（発達相談室「ないろ」）　（江戸川区発達相談・支援センター内）

所　在　地	〒132-0035　江戸川区平井4-1-29		
電　　話	発達障害相談センター　5875-5401 発達相談室「ないろ」　5875-5101	ＦＡＸ	5875-5751
開所時間	月～金　8：30～17：00（祝休日・年末年始を除く）		

（4）愛の手帳（療育手帳）について　（江戸川区役所障害者福祉課認定係）

愛の手帳（療育手帳）取得・更新について

愛の手帳（療育手帳）を判定・取得・更新します。詳しくはHPを参照してください。

愛の手帳（療育手帳）　江戸川区ホームページ

※18 歳未満の申請は障害者福祉課認定係

「愛の手帳（療育手帳）申請窓口」　電話 03-5662-0131

４．早期の発達支援

（１）児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

児童通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。（次頁［児童福祉サービスの利用手続き］参照）

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所はあとポートに申請します。

児童福祉法に基づく児童福祉サービス

児童通所支援（※1）	児童発達支援	身体、知的及び精神に障害のある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に治療を提供しながら、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（※2）を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援（医療型・福祉型）		障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。医療型では併せて治療も行います。 児童相談所はあとポートが相談窓口になります。

（※1）　児童通所支援の対象には発達障害を含みます。

（※2）　保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めた施設に訪問します。

［発達障害児が利用できる通所支援］

◆児童発達支援、放課後等デイサービス

乳幼児から学齢期を対象に個別支援・グループ支援を行っています。

区立の施設として、小松川地区・篠崎地区・葛西地区・小岩地区に児童発達支援センターがあります。また、身近な児童発達支援事業所として、育成室（鹿本）があります。

その他、民間事業所では、事業所ごとに対象・内容・利用時間が異なります。ご利用の際は各事業所にお問い合わせください。

（２）児童福祉サービスの利用手続き

◆児童を対象とした福祉サービスの利用手続きは、次のとおりです。

① 医療機関への受診、健康サポートセンター、発達相談支援センター等への相談後に保護者は、利用を希望する通所事業所で、事前に見学及び相談等を行います。

② 障害者福祉課障害相談第一係・障害相談第二係（以下「障害相談第一係・第二係」といいます。）に、児童通所給付費の支給申請（以下「利用申請」といいます。）について、電話、または窓口で相談します。
この際に、サービス利用のための聴き取りをさせていただきます。
状況に応じ、療育の必要性について専門機関からの書類等の提出が必要となる場合があります。

③ サービス利用が必要と判断されましたら、サービスの利用申請をします。

④ 障害相談第一係・第二係の職員、または区が委託をした区内相談支援事業所の相談支援専門員との面接及び調査を受けていただきます。

⑤ 指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。なお、保護者が自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、障害相談第一係・第二係にご相談ください。

⑥ 区は、支給決定し、通所受給者証（以下「受給者証」といいます。）を交付します。

⑦ ⑤の障害児支援利用計画案の作成者が、正式な障害児支援利用計画（以下「利用計画」といいます。）を作成します。

⑧ ⑦の利用計画に即したサービスを受給します。

⑨ ⑦の利用計画の作成者が、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

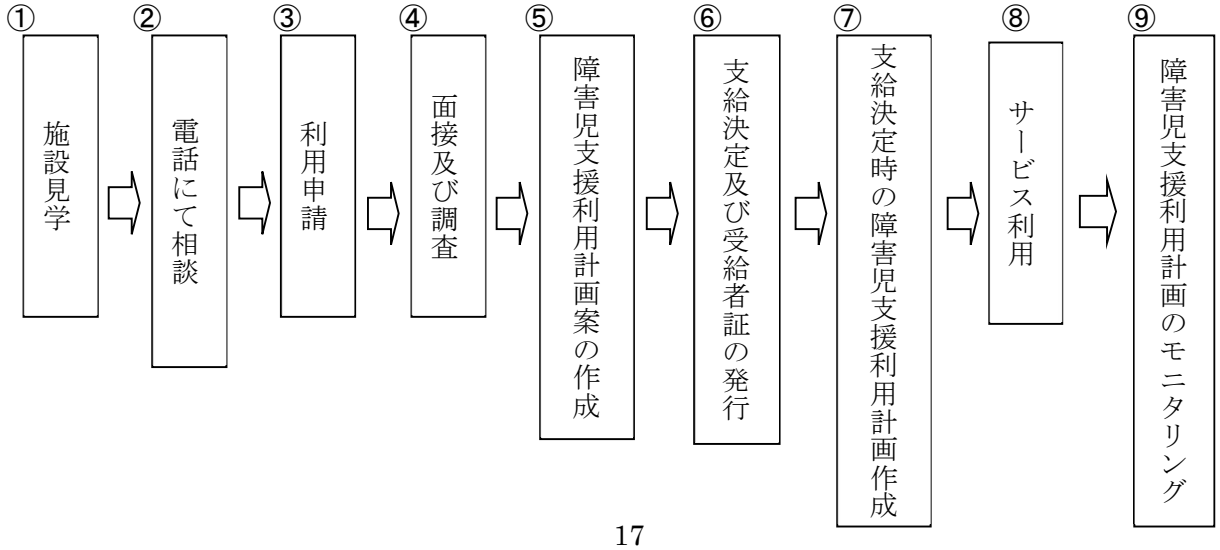

◆費用

これまで、利用者には費用の 1 割を自己負担していただいていましたが、（負担額には上限があり、住民税の課税状況によって異なります。また、利用者負担額とは別に、施設や事業所が徴収する実費費用が発生する場合もあります。）

2025 年９月から、０歳～2 歳までの児童発達支援等（児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）の利用者負担が無償化され、受給者証を提示することで、利用者の負担なしでサービスを受けられるようになりました。この無償化により、これまで無償化が適用されていた 3 歳～5 歳の利用者と合わせて、さらに多くの年齢層で負担が軽減されました。

［問い合わせ先］

福祉部 障害者福祉課　障害相談第一係　電話 5662-0052　（本庁舎２階１番窓口）
障害相談第二係　電話 5662-0053　（本庁舎２階１番窓口）

（３）区内にある児童発達支援、放課後等デイサービス、センター及び事業所

［区立の児童発達支援センター］

HP は
こちらから

https://edohssc.jp/?page_id=40

①　江戸川区発達相談・支援センター（児童発達支援センター）

相談から療育まで一体的にワンストップで支援を行います。また、科学的な根拠のあるプログラムを用いた専門的な個別の療育が行える場となっています。

このセンターでは身近な地域の障害児支援の拠点として、障害児や家族への支援、区内通所支援事業所との連携により地域支援事業も実施します。

対　象

１歳６か月～就学前の発達障害児



入室の流れ

お問い合わせ　→　説明動画視聴　→　個別面談　→　通所受給者証の手続き(すでにお持ちの方は不要)　→　契約　→　通所開始

※通所受給者証の手続きについては、16 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の２つのサービスがあります。

１．障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

2．継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆集団療育

個別療育プログラムと同時または終了後に、ご参加いただくプログラムです。個別療育を通して、大人との 1 対 1 の関わりが円滑になってきたお子様を対象に、3～6 名程度の小集団での指導を行います。発達水準に合わせてグループでコミュニケーション能力・運動機能・身辺自立・社会性の向上など目指した支援を行います。個別による療育内容の定着も目的としています。

クラス	時間	通室日数	詳細
毎日通園	月～金（3時間） 9:30～12:30	週5日	送迎を行います。原則、保護者と離れて療育を行います。別途参観日等の時間を設けます。
短時間通園	月～金のうちいずれか数日（1 時間） 10:00～11:00 15:00～16:00	週1回	発達水準に合わせてクラスの編成を行います。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。
スクール トライアル	月～金のうちいずれか数日（1 時間） 15:00～16:00	週1回	就学の準備を重点的に行うクラスで、年中以上が対象となります。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。

※開講曜日と時間は本ガイド改定時での情報です。変更の場合がありますので詳細は面談時にお問い合わせください。

◆個別療育

多職種の指導員が、応用行動分析や発達心理学等の包括的な視点に基づいてお子さまの発達を評価し、個々の子どもの発達特性に応じた専門的支援や相談を行います。定期的に、子どもの行動観察や発達検査を通じた発達評価を実施します。

プログラム	時間	通室日数	詳細
親子共学型個別療育 「ぺあすく」	月～金 9:30 ～10:50 11:10～12:30 13:30～14:50 15:10～16:30 （80 分/回）	1 年間 前期：週 1 回 後期：隔週	・本センター利用時に、最初にうけていただくプログラムです。 ・保護者同伴で通所していただきます。担当指導員は、応用行動分析や発達心理学の知見に基づき、お子様へのオーダーメイドの個別療育と、保護者の方が家庭で療育を実践するためのサポートを行います。お子様の発達の促進と、ご家族の課題抽出や問題解決スキルの向上をサポートします。

ぴあ型 個別療育	月～金 9:30 ～10:50 11:10～12:30 13:30～14:50 15:10～16:30 （80 分/回）	週１回	「ぺあすく」を利用中または終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。指導員１人に対し、1～2人の小集団（ピア）形式で、「ぺあすく」の個別療育内容を引き継いだ直接支援を提供します。定期的に課題を更新し、効率的に発達を促進しながら、ピアとのコミュニケーションも支援します。
予約制 リハビリテーション	月ごとに予約枠を提示 （60 分/回）	月１回まで	「ぺあすく」を利用中・または終了した方が対象です。言語療法、作業療法、理学療法などによる個別の機能訓練を行います。保護者同伴で通所していただきます。
予約制 コンサルテーション	月ごとに予約枠を提示 （80 分/回）	月１回まで	「ぺあすく」を終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。家庭療育の継続支援を目的に、ニーズに応じたコンサルテーションを行います。

※医療的ケアが必要なお子様については、随時見学等行っております。支援内容に関することや空き状況等につきましては、お気軽にお問い合わせください。

◆ 療育支援システム AI-PAC による包括的な発達支援

本センターで行われる療育では、学習基盤、言語・コミュニケーション、視覚・運動、アカデミックスキル、生活スキル、その他 6 領域約 600 個の発達課題からなる療育支援システム AI-PAC を活用します。発達課題の評価、支援内容や成果をみえる化し、タブレットやスマートフォンを介して共有を行うことで、支援者や家庭との連携・共通理解を深めながら、お子さんの発達を包括的に、かつ一貫して支援していくことを目指します。





◆保育所等訪問支援



本センターへ通所しており、かつ保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

◆医療的ケア児の受け入れ（令和６年４月から）

年間を通して、日常的に医療的ケアが必要なお子さんの受け入れを始めました。ABA に基づく個別支援や集団支援などニーズに応じた支援を行います。

詳しくはこちらから ⇨

https://edo-hssc.jp/?p=3283

［問い合わせ先］

江戸川区発達相談・支援センター内 児童発達支援センター　平井 4-1-29　TEL 5875-5321

② 江戸川区篠崎児童発達支援センター



計画相談や保育所等訪問支援など新しいサービスを拡充し、お子様ひとりひとりのニーズに合わせた柔軟な支援の形を目指してまいります。

生活の場所に近いところで必要な支援が受けられる地域づくりを目指し、中核的な療育支援施設としての機能を担います。

HP は
こちらから
https://shinozaki-jhsc.jp/

対　象

１歳６か月～就学前の発達に心配のあるお子様、子育てにお悩みのある保護者

通所までの流れ

お問い合わせ → 個別相談（発達外来・言語外来） → 通所受給者証の手続き(すでにお持ちの方は、支給量の変更が必要な場合あり) → アセスメント・面接 → 契約 → 通所開始

※通所受給者証の手続きについては、１６ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の２つのサービスがあります。

１．障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

２．継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆　児童発達支援

個々のニーズに合わせた通所支援を行います。

◆　集団療育

基本的な生活動作の習得、集団活動への導入、運動機能、社会性の向上のための支援を行います。

クラス	時間	通室日数	詳細
日中クラス (1～2 歳児) 親子教室	9:30～12:00	週 1 日	●全日程、親子で通所となります。 ●親子のコミュニケーションを中心に、できること、好きなこと、興味のあることを増やすための包括的な発達支援を行います。
日中クラス (3～5 歳児)	9:30～13:00	週 2～5 回	●週 1 日以上親子通所、その他の日は単独通所に向けた支援を行います(単独時、送迎あり)。 ●日常生活でできることを増やし、友達との遊びやコミュニケーションを楽しむための支援を行います。 ●午前中活動し、給食を食べて帰ります。
夕方クラス	14:30～16:10	週 1 日	●週 1 日、親子通所となります。 ●集団適応やソーシャルスキル、社会性の向上など個別的な目標に向け集中的な支援を行います。 ●保育所等訪問支援や個別療育等他のサービスとの組み合わせで、地域での育ちを支援します。

※本ガイド改定時の情報です。変更の場合がありますので、詳細は面談時にお問い合わせください。

◆ 個別療育（週 1 回/1 回 60 分）

●お子様の個々の心身の発達状況に応じて、訓練を受けた専門家が個別指導を行います。

●作業療法・言語療法・理学療法など、リハビリの専門家による療育の他、心理相談やコミュニケーション発達を促進するための計画的な関りを提供します。

●内容や頻度については、ご相談内容やお子様の行動観察等アセスメント結果に基づき、ご提案させていただきます。

◆ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

◆ 医療的ケア児の受け入れについて

医療的ケアが必要なお子さんの療育のご相談をお受けしています。

◆ 地域支援

●ペアレントトレーニング、講演会等（地域向け、支援者向け）の企画、運営を行います。

●発達外来：お子様の発達や子育てに不安のあるご家族に対し、心理担当者による相談支援を行います。ご相談は無料です。

●言語外来：言語発達や吃音、構音などに心配のあるお子様に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。ご相談は無料です。

［問い合わせ先］

江戸川区篠崎児童発達支援センター　篠崎町 3-18-5　℡ 6231-8017

③ 江戸川区葛西児童発達支援センター

令和６年４月１日より葛西育成室より江戸川区葛西児童発達支援センターとなりました。

センターとして児童発達支援を中心に地域サービスを行ってまいります。

９月より相談支援事業と保育所等訪問支援をスタートし、地域の中核的な療育支援施設としての機能を担って参ります。

HP は
こちらから



対　象

１歳６か月～就学前の発達障害児

通所までの流れ

お問い合わせ → 個別相談（施設見学） → 通所受給者証の手続き(すでにお持ちの方は不要)
→契約・面接 → 通所開始

※通所受給者証の手続きについては、１６ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆　児童発達支援

個々のニーズに合わせた通所支援を行います。

◆　集団療育

基本的な生活動作の習得、集団活動への導入、運動機能、社会性の向上のための支援を行います。

クラス	時間	詳細
日中クラス	9:30～13:30	お友だちと一緒にさまざまな活動に参加する中で、人と関わる楽しさ（コミュニケーション）や、みんなと一緒に約束を守って遊ぶ楽しさ（社会性）をたくさん経験し自信をもって集団生活を楽しめるように支援します。
併用クラス	１４:００～16:００	幼稚園や保育園での生活の中での課題や興味関心があるところから個別の目標を設定し、より細やかな関りを通し出来た喜びの共感を大事にしていきながら支援します。

◆　個別療育（クラス時間内に実施）

●お子様の個々の心身の発達状況に応じて、訓練を受けた専門家が個別指導を行います。

●作業療法・言語療法・理学療法など、リハビリの専門家による療育の他、心理相談やコミュニケーション発達を促進するための計画的な関りを提供します。

●内容や頻度については、ご相談内容やお子様の行動観察等アセスメント結果に基づき、ご提案させていただきます。

◆ **地域支援**

●講演会等（地域向け、支援者向け）の企画、運営を行います。

●発達外来：ご相談は無料です。

●身体外来：動作や歩行に不安のあるお子さまに対して、理学療法士による相談支援を行います。

●言語外来：吃音や構音などに心配のあるお子様に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。ご相談は無料です。

◆ **医療的ケア児の受け入れ開始（令和６年４月から）**

医療的ケアが必要なお子さんの見学は随時行っております。療育のご相談や支援内容に関することや空き状況等につきましては、お気軽にお問い合わせください。

［問い合わせ先］

江戸川区葛西児童発達支援センター　　宇喜田町１７５　　℡　3688-8613

④ 江戸川区小岩児童発達支援センター

令和８年４月１日より、小岩育成室より江戸川区小岩児童発達支援センターとなりました。センターとして、児童発達支援および保育所等訪問支援を中心に地域サービスを行ってまいります。７月より相談支援事業をスタートし、地域の中核的な療育支援施設としての機能を担って参ります。

HP は
こちらから ⟹



対　象

１歳６か月～就学前の発達障害児

通所までの流れ

お問い合わせ → 個別相談（施設見学） → 通所受給者証の手続き(すでにお持ちの方は不要)
→契約・面接 → 通所開始

※通所受給者証の手続きについては、16 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆ **児童発達支援**

個々のニーズに合わせた通所支援を行います。

◆ **集団療育**

基本的な生活動作の習得、集団活動への導入、運動機能、社会性の向上のための支援を行います。

クラス	時間	詳細
日中クラス	9:30～13:00	●週 1 回以上親子通所、その他の日は単独通所に向けた支援を行います（単独通所時には送迎あり）。 ●日常生活でできることを増やし、友達との遊びやコミュニケーションを楽しむための支援を行います。 ●午前中活動し、給食後、帰ります。
夕方クラス	14:30～16:15	●週 1 回、親子通所となります。 ●集団適応やソーシャルスキル、社会性の向上など個別の目標に沿って集中的な支援を行います。 ●保育所等訪問支援や個別療育等のサービスとの組み合わせで、地域での育ちを支援します。

◆ **個別療育**

お子様の個々の心身の発達状況に応じて、専門の訓練を積んだ職員が個別療育を実施します。言語聴覚士・心理士・ABA セラピストが「言語・行動面」の課題にアプローチする「ことばと行動」クラスと、理学療法士・作業療法士が「生活・運動面」の課題にアプローチする「からだと運動」クラスがあります。内容や頻度については、アセスメントを実施した上で、お子さまの課題に合わせてご提案します。

◆ **地域支援**

●講演会等（地域向け、支援者向け）の企画、運営を行います。

●発達外来：発達に心配のあるお子さんに対し、公認心理師等の専門家による相談支援を実施いたします。ご相談は無料です。

●言語外来：吃音や構音、読み書き（学齢期）などに心配のあるお子様に対し、言語聴覚士による相談支援を行います（第 1、2、4木曜日）。ご相談は無料です。

［問い合わせ先］

江戸川区小岩児童発達支援センター （代表） TEL 03-5655-9090

（地域支援）TEL 03-3672-0614

［区立の児童発達支援事業所］

育成室（令和９年４月１日付け閉室に伴い新規の受付を行っておりません　お問い合わせ先：保育園支援係 5662-8093）

心身の発達について心配や遅れのあるお子さんと楽しく遊びながら、日常生活に必要な動作や知識技能の習得、並びに集団生活への適応の支援をしています。また、保護者の子育てに関する相談に応じ、共に考え、お子さんの状況やライフステージに応じた情報の提供や共有をしています。

対　象

・満１歳６か月～就学前のお子さん
・保護者が付き添って通室できる方
・区内にお住まいの方

支援内容

子どもの発達や意向に応じた「児童発達支援計画（個別支援計画）」を保護者と共に作成し、同意のもとで一人一人の到達目標に向けた支援を行います。

◆　集団療育

小集団の中での生活や遊びを通じて、コミュニケーション能力の向上・運動機能の促進・身辺自立・社会性の向上を図ることを目的にしています。日中クラスと幼稚園・保育園に通っている子どもの併用クラスがあります。

クラス	時間	通室日数	
日中クラス	9:30～13:30	３・４・５歳児…週５日 １・２歳児…週２日	原則は、保護者と一緒に通室。 就園・就学に向けて保護者と離れて療育を行う場合もあります。
併用クラス	14:00～16:00	３・４・５ 歳児は週１回 １・２歳児は月１回	

◆　個別療育

多職種のスタッフがそれぞれ専門的な視点で、個々の子どもの発達特性に応じた支援や相談を行います。

１．言語聴覚療法　（言語聴覚士）

ことばや聞こえ、発音などのコミュニケーション機能・摂食嚥下機能に関する相談や支援を行います。

遊びの中で子どもが持っている力を引き出し伸ばしていくお手伝いをしたり、日常生活の中での関わり方を保護者と一緒に考えたりしていきます。

２．作業療法　（作業療法士）

日常の生活動作（食事、着脱など）や活動参加（遊び、学習など）を感覚や運動面などから整理し、子ども自身の主体的な活動を支援します。

遊びを中心とした色々な活動を利用して、子どもの発達（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達）を促すお手伝いをしていきます。

３．理学療法　（理学療法士）

運動面の遅れや姿勢保持（まっすぐに立っていられる、一定時間座っていられるなど）に関する相談や支援を行います。遊びを通して子どもの気になる動作のチェックやアドバイスをしたり、どんな運動を行ったら良いかなどを保護者と一緒に考えたりしていきます。

４．心理相談　（心理士等）

保護者が抱える様々な悩みや不安への相談や支援を行います。また、子どもの行動観察や発達検査を通して発達評価を行います。

江戸川区育成室ホームページはこちらから ⇒

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e048/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/ikusei.html

［区内にある児童発達支援・放課後等デイサービス・計画相談支援］

① 区内指定障害児通所支援事業所

障害児通所支援事業所とは、障害のある子どもが自宅から通いながら、集団生活への適応や日常生活の基本的な動作の指導、必要な訓練を受けるための福祉サービスを提供する施設です。「心身の発達に心配や遅れのある小学校就学前のこども」が保護者と一緒に通い、遊びや集団生活を通して身辺自立や心身の発達を促すためのサービスを提供する場所の児童発達支援事業所。学校（幼稚園及び大学を除く。 以下同じ。） に就学している障害児に、授業の終了 後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する放課後等デイサービスがあります。

◆区内の事業所一覧・空き情報はこちらから ⇒

◆最新の情報は、東京都福祉局　「東京都障害者サービス情報」をご覧ください。
https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/User/ServiceDspSrc1.php

⇒

②計画相談支援事業

計画相談支援は、市区町村から指定を受けた事業者が、障害者総合支援法で定められた障害福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」という書類の作成や定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認をするサービスです。障害者総合支援法に基づく「特定相談支援事業」、１８歳未満の障害児を対象とした児童福祉法に基づく「障害児相談支援事業」等があります。

◆区内の計画相談事業所一覧はこちら ⇒

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/jigyosha/keikaku_sodan.html

第３章　学齢期

１.学齢期の相談・支援

（１）特別支援教育の推進

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点から、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されています。

各学校において、保護者や福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図るとともに、本区では、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常の学級における配慮を要する児童・生徒への支援として、校内委員会を中心とした個別指導計画・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の作成や専門家チームの派遣を実施し、特別支援教育の充実を推進してきました。また、就学支援シートの活用等、就学前の支援機関との連携も行うほか、副籍事業を開始し、区立学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図り、共生社会の実現に向けての取組を行ってきました。

すべての児童・生徒が、将来に夢や希望を抱き、自己実現に向かって力強く歩みを進められるように、特別支援教育の理解と推進を図っていくことが求められています。

本区の「ともに生きるまちを目指す条例」に掲げる一人一人の「ちがい」が尊重される社会を実現させるために、本区の全ての教職員及び児童・生徒が、障害の有無に関わらず、共に学び、同じ社会に生きる人間として、共生社会の実現を目指すための方策を練っていく必要があります。

（２）就学相談

HP はこちらから

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e069/kosodate/kyoiku/kyouiku/tetuduki/shogai.html

相談の流れ

４月～
１０月末まで

就学相談の申込み

［区 HP 掲載の就学相談事前申請フォームから申請のうえ電話予約］
学務課相談係
５６６２－１６２７（直通）

事前申請フォーム

４月～

就学相談の実施
［学務課相談係　相談室］

［就学支援ファイルの作成］
・就学相談票
・面接票　　等
お子さんの日常生活の様子や保護者の意向等の聞き取りを行います。
担当：特別支援教育相談員、相談係職員

６月～

特別支援学校・学級の見学・体験入級

７月～

行動観察会
（就学支援委員会）

個別・小集団での行動観察及び保護者面接ののち、医学・心理・教育の専門家で構成される就学支援委員会において、医師の診察記録・発達に関する検査結果・体験入級の様子・在籍園での状況等の資料に基づき、適切な就学先について審議を行います。
メンバー　学識経験者、医師、
知的障害学級設置校長
知的障害学級担当教員
特別支援教室巡回指導教員
教育相談センター教育相談員(心理士)
特別支援学校ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
教育指導課･教育相談センター指導主事
学務課特別支援教育相談員

就学支援委員会の判断を保護者へ連絡

就学先の決定又は継続相談
保護者の理解と納得の上で、就学先の決定を行います。

就学支援シートの利用

就学支援シートは就学前機関（保育園・幼稚園・療育機関等）や家庭で今まで大切にしてきたことを就学する学校に引き継ぐシートで、就学相談時にお渡ししています。入学してからも何らかの配慮や支援が必要な子どもについて、学校へ適切な情報を引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的としています。

［就学支援シート］



就学支援シート

ともだち

～　楽しい学校生活のために　～

お子様のお名前	ふりがな
保護者のお名前	ふりがな

江戸川区教育委員会



保護者の皆様へ

この「就学支援シート」は、就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関等）やご家庭などで今まで大切にしてきたことを、これから就学する学校に引き継ぐためのシートです。

学校が、入学するお子さんのことをより多く知って、スムーズな就学を図ることを目的としています。学校は、このシートをもとに保護者の皆様と話し合いながら「個別の教育支援計画」や「個別指導計画」を作成し、入学後にお子さんが楽しく学校生活が送れるように支援していきます。

保護者の皆様が就学に際し気になることを学校に伝えたい場合は、このシートをご活用ください。記入はポイントだけでも結構ですし、関係書類を添付して頂いても結構です。

なお、このシートは学校生活での支援のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

江戸川区教育委員会

《問合せ先》
教育委員会学務課相談係　☎ 5662-1627



就学支援シート

1 基本事項

2 成長や発達に関すること

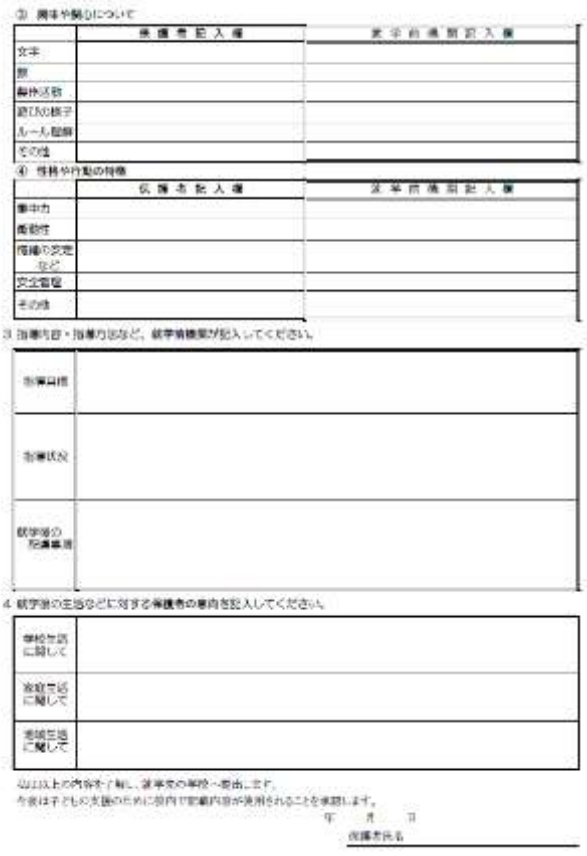

3 指導内容・指導方法など、就学前機関が記入してください。

4 就学後の生活などに対する保護者の意向を記入してください。

以上の内容を了解し、就学先の学校へ提出します。
今後は子どもの支援のために意向や記載内容が使用されることを承諾します。

年　月　日

保護者氏名

［問い合わせ先］

教育委員会 事務局 学務課相談係（本庁舎４階５番窓口）電話　５６６２-１６２７

（３）区立小・中学校

江戸川区教育委員会では、区立の全小・中学校において発達障害も含めた様々な困難さを抱える児童・生徒の自立を目指した特別支援教育の充実を図っています。

指導・支援体制の充実

◆個別の教育支援計画（東京都：学校生活支援シート）

障害のある児童・生徒一人一人について、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくため、学校が中心となって作成する支援計画です。保護者の意見等を聴き、関係機関との役割分担を確かめる等、連携を図りながら作成しています。

◆個別の指導計画（江戸川区：連携型個別指導計画）

児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校の教育課程や指導計画、当該児童・生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童・生徒の教育的ニーズに対応した個別の指導目標を設定し、指導内容・方法を具体的にするために作成しています。

◆巡回指導の実施

巡回指導を担当する教員（巡回指導教員）が、個別の指導・支援が必要な児童・生徒の在籍校を巡回し、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するために、必要な指導（自立活動）を行います。

校内委員会による支援体制の流れ　　33 ページ　図１参照

人的支援体制の充実

◆特別支援教育コーディネーターの配置

各学校における特別支援教育の推進のため、校長が教員の中から、特別支援教育コーディネーターを指名しています。校内委員会や校内研修の企画・運営を行ったり、校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行ったりしています。また、特別支援教育コーディネーターは保護者からの相談窓口役にもなります。

◆特別支援教室専門員の配置

特別支援教室の円滑な運営のため、特別支援教室専門員が１校につき１名配置されています。連絡調整、児童・生徒の行動観察、指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作成及び関係事務処理を行っています。

◆スクールカウンセラーの配置

児童及び生徒の臨床心理に関して専門的な経験を有する臨床心理士等が、スクールカウンセラーとして、週一回程度、各学校に配置されています。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言及び援助を行っています。

◆スクールソーシャルワーカーの配置

社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉や心理に関して専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーが１中学校区（１中学校・2～4 小学校）を担当し、中学校を拠点として各学校を訪問しています。スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒が抱える問題を解決するために主にその周囲の環境に働きかけることで問題解決を図っています。

◆介助員の配置

学校からの依頼により、必要な状況が生じた場合に配置されます。区内の小中学校において、支援を要する児童・生徒の学校生活の介助等を行います。

◆専門家チームの派遣

特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、心理学の専門家、医師等で構成される専門家チームが、学校からの依頼により、通常の学級に在籍する支援の必要な児童・生徒への望ましい教育的対応や指導について、専門的意見の提示や助言を行うことを目的として、実施しています。

◆巡回相談心理士（臨床発達心理士等）の巡回

区内の小・中学校全校に、東京都から委託を受けた臨床発達心理士等が 1 校あたり年間 40 時間巡回しています。発達障害の可能性のある児童・生徒の実態把握を行い、特別な指導の必要性の有無について、助言を行っています。

◆各種研修会等の実施

区立の全小・中学校を対象として、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育推進研修等を行っています。

校内支援の拠点施設

◆「特別支援教室」の設置

江戸川区では、特別支援教育の推進、充実を図ることを目的とし、区立全小・中学校に特別支援教室を設置しています。特別支援教室では、主に巡回指導を行っています。

1．特別支援教室の対象となる障害の種類

〈自 閉 症〉自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈情緒障害〉主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈学習障害〉全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈注意欠陥多動性障害〉年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（エンカレッジルームは不登校支援のための部屋になります。エンカレッジルームにて、特別支援教室を行う学校もありますが、部屋数が足りない場合になります。特別支援教室のための使用を目的にはしておりません）



図１

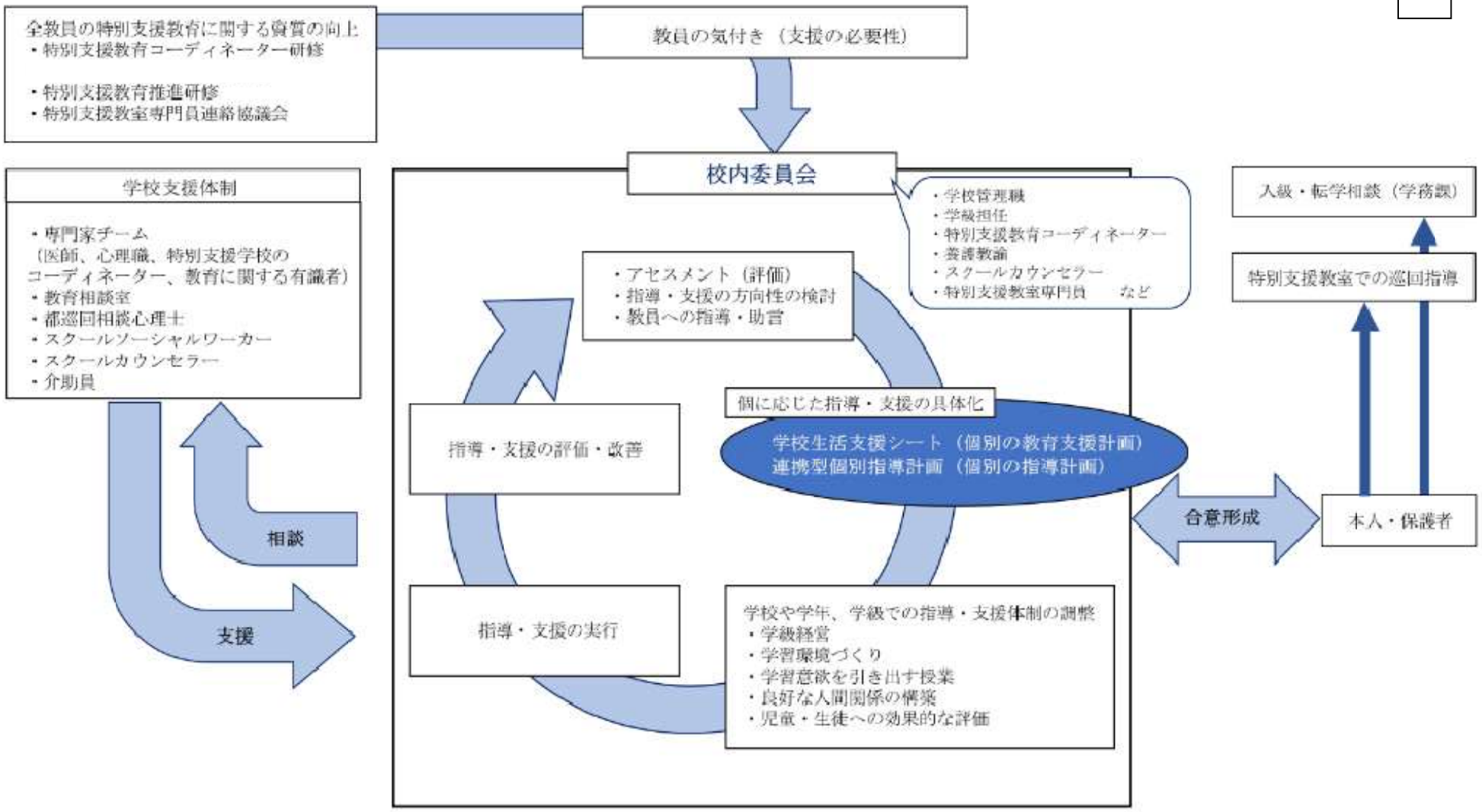
全教員の特別支援教育に関する資質の向上
・特別支援教育コーディネーター研修
・特別支援教育推進研修
・特別支援教室専門員連絡協議会
教員の気付き（支援の必要性）
校内委員会
・学校管理職
・学級担任
・特別支援教育コーディネーター
・養護教諭
・スクールカウンセラー
・特別支援教室専門員　など
学校支援体制
・専門家チーム
（医師、心理職、特別支援学校の
コーディネーター、教育に関する有識者）
・教育相談室
・都巡回相談心理士
・スクールソーシャルワーカー
・スクールカウンセラー
・介助員
相談
支援
・アセスメント（評価）
・指導・支援の方向性の検討
・教員への指導・助言
個に応じた指導・支援の具体化
学校生活支援シート（個別の教育支援計画）
連携型個別指導計画（個別の指導計画）
指導・支援の評価・改善
指導・支援の実行
学校や学年、学級での指導・支援体制の調整
・学級経営
・学習環境づくり
・学習意欲を引き出す授業
・良好な人間関係の構築
・児童・生徒への効果的な評価
合意形成
本人・保護者
入級・転学相談（学務課）
特別支援教室での巡回指導

（4）すくすくスクール

区立小学校全校で実施しています。放課後や学校休業日に小学校施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる事業です。学校・地域・保護者と連携し、遊びや学び・多くの人とのふれあいを通じて、コミュニケーション力を高め、豊かな心と自ら考え行動する力を育みます。

参加については、通学する学校のすくすくスクールに『すくすく登録』申込書をご提出ください。また、保護者が就労等により、放課後または学校休業日に留守になるご家庭には、『学童クラブ登録』があります。登録区分に関係なく児童は一緒に活動します。

活動時間

平　　日	すくすく登録は	放課後～17 時
	学童クラブ登録は	放課後～18 時（延長登録は 19 時）まで
学校休業日	すくすく登録は	8時 30 分～17 時
	学童クラブ登録は	8時～18 時（延長登録は 19 時）まで
土 曜 日	8時 30 分～17 時	
お 休 み	日祝・年末年始	

登録区分・対象

すくすく登録	小学校全児童が対象です。 参加日や参加時間は、保護者と児童とで決め、自由に参加します。
学童クラブ登録	保護者の就労などにより、放課後または学校休業日に留守になる家庭の児童が対象です。出欠確認をします。 希望者に補食の提供を行います。

費　用

すくすく登録	利 用 料	無料
学童クラブ登録	育 成 料	月額 4,000 円 （減免制度あり）
	延長育成料	月額 1,000 円 （減免制度あり）
	補 食 費	月額 1,600 円 （減免制度あり）
保 険 費 用	年間 500 円（加入については任意）	
行 事 費 用	行事によっては参加費負担あり	

※令和９年度、各費用は変更となる可能性があります。

★江戸川区役所ホームページ　教育委員会　すくすくスクールのページはこちら ⇒

＜配慮を要する児童の対応について＞

職員の児童対応力を高めるため、職員研修やＯＪＴを行っています。

また、保護者から他機関（保育園・病院・児童相談所等）での支援や配慮に関する情報を提供された場合は、共有し対応しています。

保護者の承諾を受け、通学校の養護教諭・学級担任・スクールカウンセラー等との情報交換も行います。

＜配慮を要する児童の参加について＞

○　全ての児童が、障害の有無に関わらず、共に過ごし、共に学び、互いに成長しあえる場となるよう、個別の状況をお聞きしながら対応しています。

○　スタッフによる常時介助(個別対応)を必要とせず、集団の中で自他共に安心して過ごせる児童は一人で参加できます。

○　児童の参加や発達に心配な点がある場合や、一人での登下校が難しい場合には、児童の特性・配慮点・行動の確認をするため、保護者・児童との面談を行います。

○　面談の結果、場面予測がつかず衝動的な行動を起こす、自傷他害行為がある等で、常に介助(個別対応)が必要であれば、保護者かその児童をよく知る大人が付き添っての参加となります。付き添っての参加により、安全が確保され、無理なく児童の状況に合わせた活動ができます。

○　大人の付き添いで参加が始まった場合も、児童が環境に慣れ、自他共に安全に過ごせるようになれば、参加日数や時間を調整しながら、児童一人での参加に移行することもあります。

○　特別支援学級の児童は在籍校の他、通学区域の小学校のすくすくスクールを副籍校として、保護者等と参加することができます。近隣児童や地域の方々との交流を図ることで、緊急時や防災面でスムーズな対応に繋がります。

＜参加の流れ＞

すくすくスクール登録申込　　学童クラブ登録申請

↓

配慮の必要性がある場合

＊ 特別支援学校・学級・教室、通級に在籍している
＊ 障害があると診断を受けている　または心配があり相談機関にかかっている
＊ 参加にあたって集団の中で安全に過ごせるか心配がある

↓

保護者・児童との面談を実施

＊ 特性・配慮点を確認　　＊ 個別介助の必要性の確認
＊ 児童の行動観察をもとに児童の成長に見合う参加方法を保護者と一緒に考える

↓　↓

スタッフが全体の見守りをする中で要所での配慮が必要

↓

一人参加
児童の状況により参加後も保護者との面談などを行う

常時 要個別対応が必要

↓

保護者等が
付き添って参加

＜連　絡　先＞　　R8.8.7現在
すくすくスクール係　０３（５６６２）８１３２

（５）相談機関

［教育相談センター・教育相談室］

小・中学生に関する教育上の悩みや心配事について、教育相談員（心理士）が相談に応じています。

「来室相談」と、専用電話による「電話相談」があります。

〇相談の内容

・学校生活に関する相談
　学校に行きたがらない、学校に行けない、友達とのトラブル、集団になじめない、いじめ・勉強の心配　など
・発達に関する相談
　集中力がない、落ち着きがない、こだわりが強い、コミュニケーションが苦手　など
・子どもの気持ちや性格に関する相談
　怒りっぽい、人見知りが激しい、すぐに気持ちが落ち込む、やる気がない　など

来室相談

◆申　　込・・・予約制ですので、お電話にてお申込ください。
　　申込は原則として保護者の方からとなっています。

◆対　　象・・・区内在住または在学の児童・生徒とその保護者です。
　　また、区立小・中学校の教職員からの相談にも応じています。

◆受付時間・・・月曜日から金曜日　９時から 16 時 30 分まで（祝休日・年末年始を除く）

電話相談

各教育相談室に相談専用の電話が設置されています。区内在住または在学の児童・生徒と保護者からの相談にも応じます。

なお、電話相談は一回ごとの相談になります。継続的な相談をご希望の場合は、来室相談をお勧めしています。

◆受付時間・・・月曜日から金曜日　９時から 16 時 30 分まで（祝休日・年末年始を除く）
　※上記以外の時間は、留守番電話で対応いたします。
◆お気軽に、お近くの相談室にご相談ください。

教育相談室名	所在地	来室相談 電話相談
グリーンパレス教育相談室	〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス３階	5662-7204 3655-8200
西葛西教育相談室	〒134-0088 江戸川区西葛西 3-11-4	5676-2898 5676-3288
南篠崎教育相談室	〒133-0065 江戸川区南篠崎町 5-12-2 南篠崎スカイハイツＢ棟内	3698-0433 3698-7811
教育相談室 いじめ電話相談		3654-7867
江戸川区教育委員会 ホームページ 教育相談室案内 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e072/kosodate/kyoiku/kyouiku/shisetuitiran/kyoikusodan/kyoikusodan.html ⇒		

［みらいサポート教室］（旧学校サポート教室）

さまざまな理由により、不登校・不登校傾向にある（やむを得ず登校できない）児童・生徒の居場所・学びの場です。ここでは学習支援や個別面接を行いながら、子ども達の笑顔をひきだしていきます。

主な支援内容

◇教科学習・・・基礎学力の補充を目指し、個々の学習進度に合わせ個別や小集団での学習支援
◇グループ活動・・・ナックルフォア、自然体験教室、ミュージアムツアー、トランプ、卓球・テニス等のスポーツ活動
◇相談活動・・・相談員を中心とした個別相談（個人面接、ソーシャルスキルトレーニング等など対人行動の習得）

入室・相談受付

◇対象　・・・不登校・不登校傾向にある区内在住の小学生・中学生
◇相談日・・・月曜日から金曜日（祝休日年末年始を除く）
◇時間　・・・９時から 16 時 30 分まで

学校サポート教室名	所在地	電話
みらいサポート教室　ふなぼり	〒134-0091 江戸川区船堀６丁目５番４号船堀六丁目パークハイツ４号棟内	3877-4529
みらいサポート教室　こいわ	〒133-0056 江戸川区南小岩８丁目１番 13 号	3657-0353
みらいサポート教室　しのざき	〒133-0065 江戸川区南篠崎町３丁目 12 番８号共育プラザ南篠崎内	5243-3342
みらいサポート教室　にしかさい	〒134-0088 江戸川区西葛西８丁目 15 番６号新田第二住宅６号棟内	3878-8234
みらいサポート教室みなみかさい	〒134-0085 江戸川区南葛西５丁目 18 番 1-101 号コーシャハイム南葛西五丁目１号棟内	3689-5230
みらいサポート教室　ひらい	〒132-0035 江戸川区平井３丁目４番 50 号平井一丁目アパート敷地内	3682-8661
みらいサポート教室ホームページ https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e072/kosodate/kyoiku/kyouiku/shisetuitiran/kyoikusodan/support.html		

［発達障害相談センター　～発達相談室「ないろ」～］

発達障害支援の窓口として、発達障害専門相談員が相談に応じ、必要な支援の方向性を考えます。適切な支援を紹介するほか、ご本人・ご家族の同意のもと、保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。

11 ページ参照

（６）特別支援学校



［東京都立鹿本学園］

本校は肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）、
知的障害部門（小学部・中学部）の２部門を併置をしている
特別支援学校です。
江戸川区における特別支援教育のセンター校です。

情報提供･相談機能

- ◆ 学校公開・・・年に２回（6 月頃、１１月頃）実施しています。
- ◆ 就学前保護者説明会・・・年に４回（6 月～7 月、12 月頃）実施しています。
- ◆ 学校見学・・・随時受け付けています。（入学を控えている方を優先して御案内します。）

センター的機能発揮事業

- ◆ 巡回相談
  発達障害や知的障害、気になるお子さんの理解や支援方法等について、先生方からの相談に応じます。学校や園での授業観察、後日ケース会議を実施します。
- ◆ 研修会への協力
  特別支援教育をテーマにした研修会に講師を派遣いたします。
  園・校内研修会や、地域における学習会等の際に招聘してください。
- ◆ 出前授業講師
  障害理解等をテーマに本校教員が授業を行います。
  副籍交流や学校間交流の事前学習としても御活用ください。
- ◆ 夏季理解推進研修会(教員･地域の支援者対象)
  特別支援教育の理解啓発を目的に夏季休業中に実施しています。

本校への入学･転学を希望されている方へ

【小･中学部】
・江戸川区教育委員会　学務課相談係（０３－５６６２－１６２７）に御連絡ください。
・転学の場合には在籍校の先生に御相談の上、本校へも御連絡ください。

【高等部(肢体不自由部門)】
・在籍校の先生に御相談の上、本校へ御連絡ください。

東京都立鹿本学園　03－3653－7355

【通学区域】　知的障害教育部門：江戸川区の一部
（臨海青海特別支援学校通学区域を除く）
肢体不自由教育部門：江戸川区全域

【所在地】　東京都江戸川区本一色２－２４－１１

【ホームページ】

［東京都立白鷺特別支援学校］



本校は、知的障害のある生徒を対象とした特別支援学校（高等部）です。
以下のような支援や、特別支援教育に関する情報提供を行っています。
まずは、お電話でお気軽にお問合せください。

情報提供機能

- 学校説明会･･･６月頃と１０月頃に開催(中学３年生対象)

  学校公開･･･６月頃と１１月頃に開催

  （どなたでも御参加いただけます。詳細はホームページで御確認ください。）

- 夏の祭典（生活相談、障害福祉相談等のブースがあります）７月中旬～下旬
- 教材・教具の紹介や助言
- 地域における関係機関の紹介

相談機能

- 知的障害や発達に課題のある生徒の進学や転学に関する個別相談
- 発達や学習に関する個別相談

派遣機能

- 都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク（通称：都立版エリアネットワーク）の地区

  拠点校として、近隣の都立高校（全日制・定時制）への巡回指導及び支援を行っています。

- 高校生・保護者向けの出前授業や、職員研修への講師派遣にも対応しております。

本校ホームページに
ついてはこちらから



03(3652)4151（代表番号）

※特別支援教育コーディネーターまで御連絡ください。

《通学区域》　東西線より北側の江戸川区内（東葛西４丁目を除く）
《所在地》　〒１３２－００３３　東京都江戸川区東小松川４－５０－１
《ファクシミリ》　０３（３６７４）６１８９
《ホームページ》　http://www.shirasagi-sh.metro.tokyo.jp/



［東京都立臨海青海（りんかいあおみ）特別支援学校］



本校は、知的障害のお子さんを対象とした、小学部、中学部の学校です。
下記のような情報提供、相談業務を行っています。
本校、特別支援教育コーディネーターまでお問い合わせください。

保護者の方への情報提供・相談機能

◆ 学校公開…年２回開催しています。対象、日時等、詳細は、本校ホームページを御覧ください。

◆ 学校見学…本校ホームページの「入学案内」→「学校見学」の欄に、御案内を掲載しています。申込制です。入学、転学を検討されている方は、学校見学にお越しください。

※その他、お電話での御相談も、随時伺います。

先生方への情報提供

◆ 教材、教具の紹介や助言…御来校の際に、ご相談いただけます。

◆ 研修会の開催…地域の先生方向けの研修会を行っています。



東京都立臨海青海特別支援学校

０３－３５２９－５７００（代表番号）

【通学区域】　千代田区、中央区、港区、江東区、品川区　の一部
江戸川区（西葛西４、６～８、中葛西５～８、臨海町、清新町、東葛西４、６～９、南葛西）

【所在地】　東京都江東区青海 2-5-1

【ホームページ】　https:// rinkai-aomi-sh.metro.ed.jp

HP はこちらから

［東京都立葛飾盲学校］

葛飾盲学校は、東京東部地域の、視覚に障害のある幼児・児童・生徒の通う学校です（幼稚部・小学部・中学部設置）。全盲のお子さんだけでなく、弱視のお子さんの相談については、適宜、江戸川区の弱視学級と連携を取ることもできます。特別支援教育コーディネーターが中心となって、専門性を生かして対応いたします。

保護者の方への情報提供・相談機能

- 学校公開…春期５日間、秋期４日間、開催いたします。ホームページで御確認ください。
- 乳幼児教育相談…0 歳からの乳幼児の、生活、遊び、就学に関する相談を、随時、行っております。本校幼稚部への入学相談の他、一般の保育所、幼稚園への入園、小学校への就学に関する相談も行っております。御希望に応じて、視機能に関する評価等を行います。お電話にてお問い合わせください。御来校の日程等を調整します。
- 入学相談、転学相談…随時、受け付けております。お電話にてお問い合わせください。御来校の日程等を調整します。お子さんの見え方の状態を見せていただき、お話を伺った上で、授業体験等の機会を作ります。

先生方への情報提供

- 教材、教具の紹介や助言…地域の先生方向けに教材、教具に関する情報を提供します。
- 研修会講師…子供たちの視覚活用に関すること、生活や学習のユニバーサルデザインに関することなどの研修会を担当しています。御要望の機関は、時間的余裕をもって依頼の相談をしてください。

巡回相談

- 保育所、幼稚園、療育機関、小学校、中学校からの相談を、随時、受け付けています。



０３－３６０４－６４３５（代表番号）

※「特別支援教育コーディネーター」宛に、お問い合わせください。

【所　在　地】　東京都葛飾区堀切 7-31-5
【ホームページ】　http://www.katsushika-sb.metro.jp/

［東京都立大塚ろう学校城東分教室］

大塚ろう学校城東分教室は、聴覚に障害のある幼児・児童を対象とした特別支援学校で、幼稚部・小学部があります。

また、地域の「きこえに関する相談センター」として、聞こえない、聞こえにくいお子さんやその保護者の方、先生方の相談にお応えしています。きこえやコミュニケーション・学習・進路についての心配がある、聴力測定をしてほしい、補聴器を見てほしい、新しい補聴器についての情報がほしい等について丁寧に対応しています。



保護者の方への情報提供・相談機能

- 学校見学、学校公開・・・本校ホームページで御確認ください。
- 入学相談、転学相談、教育相談…本校ホームページの「入学・転学・きこえの御相談」の項から各リンク先を御覧ください。個別に相談に応じます。
- 学校説明会（幼稚部・小学部）

HP は
こちらから ⇨

https://otsuka-sd.metro.ed.jp/site/zen/

先生方への情報提供

- 本校の乳幼児教育相談担当や特別支援教育コーディネーターが、幼稚園・保育園・療育機関・小学校等に訪問し、情報交換やケース会等を行います。
- 研修会の開催…地域の先生方向けに地域支援研修会を行っています。
- 研修会講師…聴覚障害児の支援に関する研修会講師を行います。御要望の機関は、御相談ください。

乳幼児教育相談

- 生後０か月から就学前までのお子さんとその御家族の皆様を対象に、教育相談を行っています。お子さんの「きこえ」について御相談がありましたら、どんなことでも構いませんので御連絡ください。
- 詳細は、本校のホームページの「乳幼児教育相談」の項を御覧ください。



０３－３６８５－９１００（城東分教室）

ファクシミリ　０３－３６８２－２１５９

【アクセス】都営地下鉄新宿線「大島」駅Ａ４出口より徒歩３分
ＪＲ「亀戸」駅より都営バス「東陽町駅前」行き（亀 21）「城東特別支援学校前」下車　バス停前

【所在地】　東京都江東区大島６－７－３（城東特別支援学校内）

２.児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

障害児通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。（次頁［児童福祉サービスの利用手続き］参照）

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

※手続き方法は、乳幼児期と同様です。16 ページをご覧ください。

※事業所については、区内にある民間の放課後等デイサービス事業所（27 ページ）をご覧ください。

第４章　青年期以降

１．青年期以降の支援　～　義務教育終了後の相談・支援について　～

高等学校や大学等においては、進学や就労などその後の社会参加にむけた支援が必要となりますが、小中学校の特別支援教育体制に比べると遅れており、全体としては十分とは言えません。しかし、発達障害への対応に取り組んでいる私立学校もありますので、詳しいことは、各学校に直接お問い合わせください。

また、青年期以降のニーズや課題は非常に多様であり、社会生活上の不適応状況、家庭環境や家族関係に関する悩みなど、相談のきっかけは様々です。教育・就労・疾病などに関する相談を通して発達障害に、はじめて気づかれることも少なくありません。

（１）相　談

① 区の窓口

発達障害相談センター

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害(またはその疑い)のある方とそのご家族及び支援者を対象としています。

◆発達障害に関する相談（18 歳以上）

家族関係や日常生活に関する悩みやお問い合わせに応じ、医療機関や就労等の相談機関の情報提供や制度の紹介等を行います。なお、診断や検査は実施しておりません。

発達障害相談センター　　11 ページ参照

障害相談第一係・障害相談第二係

知的障害を伴う方を対象に、愛の手帳の申請相談や福祉サービス利用の手続きを行うほか、教育・就労・通所に関する相談、日常生活に関する相談に応じます。

障害者福祉課　障害相談第一係　電話：5662-0052　　本庁舎２階１番窓口
　　障害相談第二係　電話：5662-0053　　本庁舎２階１番窓口

障害者福祉課認定係

愛の手帳・精神保健福祉手帳・身体障害者手帳の申請受付を行います。

障害者福祉課認定係　本庁舎２階１番窓口
　　愛の手帳担当　電話：03-5662-0131
　　（※18 歳以上の方は、再交付申請・記載事項変更申請のみ。
　　その他の申請は、東京都心身障害者福祉センターへ（P52 参照））
　　精神保健福祉手帳担当　電話：03-5661-2465
　　身体障害者手帳担当　電話：03-5662-1288

健康サポートセンター

自立支援医療(精神通院)や精神保健福祉手帳の申請受付を行うほか、知的障害を伴わない発達障害のある方を対象に精神保健やこころの健康に関する相談に応じます。

各健康サポートセンター　　５・６ページ参照

障害者就労支援センター

障害者が安心して働き続けることができるよう就労面と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。　　障害者就労支援センター　　48 ページ参照

② 地域活動支援センター（Ⅰ型）

地域活動支援センターは、心身に障害がある方が、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的としています。

Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職が面接や電話・訪問等で、障害のある方やそのご家族などの様々な相談に応じ、より豊かな地域生活を送れるよう、一人ひとりに合わせたサポートを行います。

事業内容

１．相談支援
日常生活で困っていることについて、電話や面談にて相談ができます。

２．生活支援
食事作り、買い物、各種制度の利用、必要に応じ情報提供や同行等、様々な形で地域生活をサポートします。

３．地域交流
友達を作りたい、のんびりと過ごしたいという方に、気軽に利用できる交流スペースを開放しています。その中で、パソコン教室や食事会その他各種プログラムを実施しています。

利用料

施設使用料　１日 100 円（プログラムによっては実費負担がかかる場合があります。）
相談のみは無料。
※それぞれの施設によって、プログラムが違いますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。　　※49 ページの掲載もご参照ください。

施設名	住　所	電　話
地域活動・相談支援センターかさい	〒134-0087　清新町 2-7-20 地域活動・相談支援センターかさい 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5679-6445
地域活動支援センターえどがわ	〒132-0031　松島 3-46-10 かとりｺｰﾎﾟ 101 地域活動支援センターえどがわ 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5879-0708
地域活動支援センターはるえ野	〒132-0003　春江町 2-41-8 地域活動支援センター はるえ野 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5664-6070

地域活動支援センター こまつがわ	〒132-0034 小松川２-９小松川二丁目第３アパート１階 地域活動支援センターこまつがわ | 社会福祉法人 ひらいルミナル (hirai-luminal.or.jp)	5858-6421
地域活動支援センター さんかく	〒134-0083　中葛西２－８－３　２Ｆ 地域活動支援センターさんかく 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	6808-5001
地域活動支援センター こいわ	〒133-0056 南小岩７－１９－７　ＭＡＣＯビル２Ｆ 地域活動支援センターこいわ 江戸川区ホームページ （city.edogawa.tokyo.jp）	5655-9100

（２）就労支援

① 障害者就労支援センター

江戸川区における障害がある方への就労支援については、障害者就労支援センターが中心になって相談を受け付けています。

発達障害の方についても、障害者手帳の有無に関わらず様々な相談に応じています。障害者就労支援センターで他機関とも連携をしながら、就労支援を行っています。

連携している他機関及び連携内容

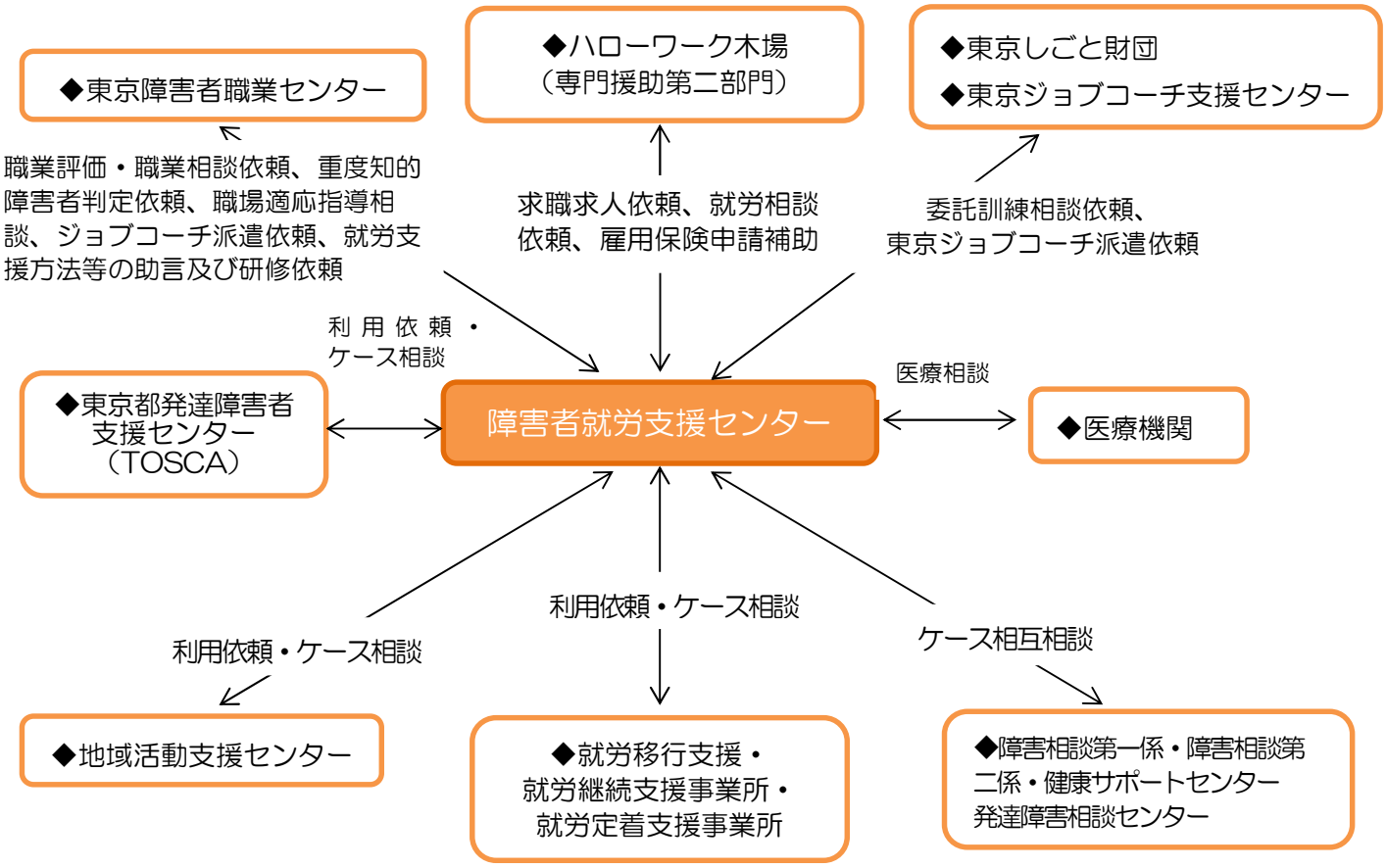

住　　所	〒133-0052　江戸川区東小岩6-15-2		
電　　話	5622-6050	F　A　X	6801-7043
利用日時	月～金　8：30～20：00、土　8：30～17：00　（日・祝日・年末年始を除く）		
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/shogaishashuro.html		
対　象　者	企業等への一般就労を希望する障害者		

②地域活動支援センター

［精神障害者就労支援事業］（区委託事業）

「「地域活動支援センターえどがわ」、「地域活動支援センターこまつがわ」及び「地域活動・相談支援センターかさい」「地域活動支援センターさんかく」、「地域活動支援センターこいわ」で実施しています。

目的

就労を希望する精神障害者に対して、個々のニーズに応じながら関係機関と連携し、継続的にサポートします。

対象

江戸川区にお住まいの、就労についての相談や支援を必要とする精神障害のある方（１８歳以上）

内容

就労支援コーディネーターが、以下のような支援を行います。

１．各種就労相談（面談、電話、訪問）
２．ハローワーク、医療機関、就職面接などに同行
３．書類作成等の求職活動への支援
４．就労先や就労訓練先への訪問
５．就労を継続するために必要な生活支援
６．心理面への相談支援

※区委託事業は、年度により変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※この事業の利用を希望する方は、利用者登録が必要です。
まずは各地域活動支援センターにお問い合わせください。

地域活動支援センター　　46 ページ　参照

２．障害者総合支援法の障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までのプロセスが異なります。

詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

サービス利用時の問い合わせ先

知的障害を伴う場合は「知的障害者（児）」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者（児）」として手帳の有無にかかわらず、医師の診断等によりサービスの対象になります。

［担当］

知的障害者（児）、精神障害者（児）

- 福祉部障害者福祉課　障害相談第一係　電話　5662-0052（区役所本庁舎２階１番窓口）
  障害相談第二係　電話　5662-0053（区役所本庁舎２階１番窓口）
- 各健康サポートセンター　５ページ参照

［福祉サービスに係る給付等の体系］

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	★	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	★
	重度訪問介護			就労選択支援	★
	同行援護			就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）	★
	行動援護	★			
	重度障害者等包括支援			就労定着支援	★
	短期入所（ショートステイ）	★		自立生活援助	★
	療養介護			共同生活援助（グループホーム）	★
	生活介護		地域生活支援事業	移動支援	★
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	★		地域活動支援センター	★
				福祉ホーム	

★発達障害者の利用が想定されるサービス

［福祉サービス利用までの流れ］

◆ 障害福祉サービスの利用までの流れを、おおまかに示します。

① サービス利用を希望される方は、担当窓口に申請し、日程調整のうえ障害支援区分等についての調査を受けます。

② 区は、認定調査を実施します。介護給付及び訓練等給付(グループホームに限る)を利用する方については、一次判定、二次判定(認定審査会)を経て、障害支援区分を決定します。また、訓練等給付(グループホームを除く)及び地域生活支援事業を利用する方については、その必要度を判断します。

③ 区は、申請者(利用者)に、計画相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」の提出を求めます。なお、自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、各担当窓口にご相談ください。

④ 区は、提出された計画案や調査の結果など、勘案すべき事項を踏まえて、支給決定し、受給者証を交付します。

⑤ 計画相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催しサービス提供事業者との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

⑥ ⑤の利用計画に即したサービスを受給します。

⑦ 計画相談支援事業者は、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

※計画相談支援事業者については、各担当窓口にお尋ねください。

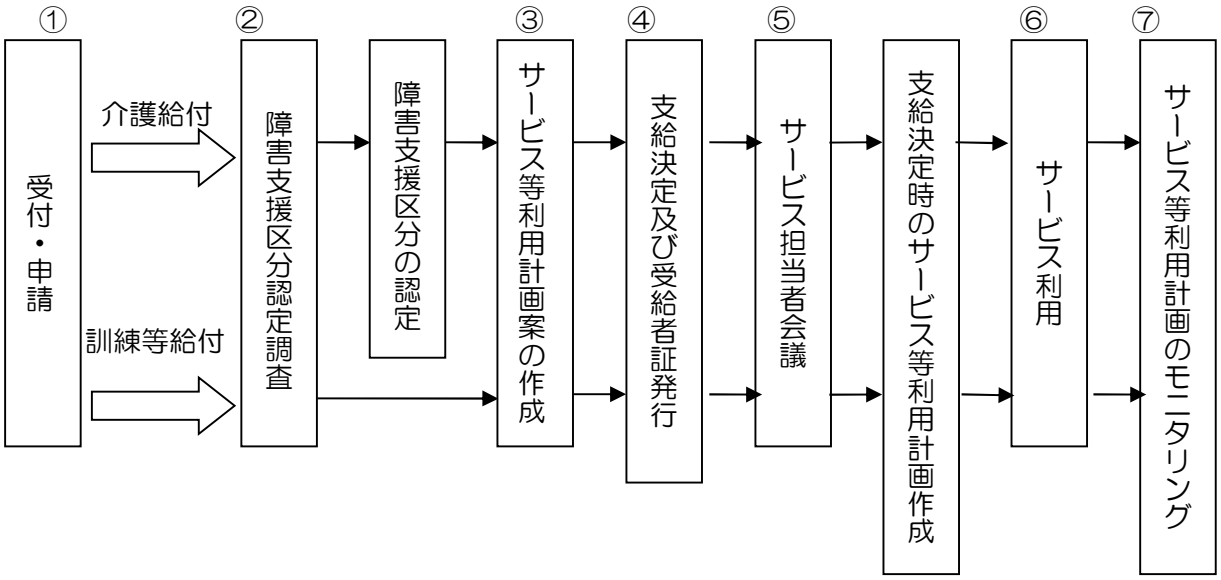

＊障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分です。

（区分１～６：区分６の方が、必要度が高い）

◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の１割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合もあります。

３．各種申請手続きについて

（１）愛の手帳（療育手帳）申請手続きについて

愛の手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）において知的障害者であると判定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。なお、障害の程度は判定により１度から４度に区分されます。また、国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの療育手帳の適用を受けます。

愛の手帳を取得・更新するには、18歳未満の方は江戸川区福祉部障害者福祉課認定係、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要になります。

〇18歳未満の方の愛の手帳（療育手帳）申請については以下のHPをご参照ください。

愛の手帳（療育手帳）　江戸川区ホームページ ⇒

〇18歳以上の方の愛の手帳（療育手帳）の申請については東京都心身障害者福祉センターのHPをご参照ください。

愛の手帳の判定予約について | 東京都心身障害者福祉センター | 東京都福祉局 ⇒

[愛の手帳（療育手帳）申請窓口]

【18歳未満の方】　江戸川区福祉部障害者福祉課認定係　電話：03-5662-0131

【18歳以上の方】　東京都心身障害者福祉センター　　電話：03-3235-2961

新宿区神楽河岸１丁目１番東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

（２）精神障害者保健福祉手帳の手続きについて

精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。ただし、精神障害に係る診断書の作成は、初診日から６か月経過している必要があります。知的障害は対象外です。

〇有効期限

２年です。２年ごとに申請し、障害の状態を再認定して更新できます。更新申請は、有効期間満了日の３ヶ月前から出来ますので、お早めに手続きをして下さい。

〇等級

１級から３級まであります。非該当となった場合は、不承認通知書を交付します。

〇手帳を交付された場合のメリット

都営交通乗車証の発行、都内路線バスの割引のほか、等級により税金の減額・免除等があります。

〇手続きの方法

各健康サポートセンターまたは障害者福祉課認定係へ必要書類を提出してください。

〇申請については以下のHPをご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳　江戸川区ホームページ ⇒

第５章　関係機関一覧

１．区内機関

［相談窓口］

施設名称		電話番号	利用(受付)日・時間	掲載頁
健康サポートセンター	中央健康サポートセンター	5661-2467	江戸川区中央 4-24-19	5・6
	小岩健康サポートセンター	3658-3171	江戸川区東小岩 3-23-3	
	東部健康サポートセンター	3678-6441	江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール内	
	清新町健康サポートセンター	3878-1221	江戸川区清新町 1-3-11	
	葛西健康サポートセンター	3688-0154	江戸川区中葛西 3-10-1	
	鹿骨健康サポートセンター	3678-8711	江戸川区鹿骨 1-55-10	
	小松川健康サポートセンター	3683-5531	江戸川区小松川 3-6-1	
	なぎさ健康サポートセンター	5675-2515	江戸川区南葛西 7-1-27	
児童相談所・こども家庭センター		5678-1810	江戸川区中央 3-4-18	10
教育相談センター	グリーンパレス教育相談室	5662-7204	江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス３階	37
	西葛西教育相談室	5676-2898	江戸川区西葛西 3-11-4	
	南篠崎教育相談室	3698-0433	江戸川区南篠崎町 5-12-2 南篠崎スカイハイツＢ棟内	
障害者就労支援センター		5622-6050	江戸川区東小岩 6-15-2	48
教育委員会事務局 学務課相談係		5662-1627	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所　４階	29
福祉部障害者福祉課　障害相談第一係 障害相談第二係		5662-0052 5662-0053	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所　２階	45
障害者福祉課認定係　愛の手帳担当 精神保健福祉手帳担当 身体障害者手帳担当		5662-0131 5661-2465 5662-1288	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所　２階	45
発達相談・支援センター	児童発達支援センター	5875-5321	江戸川区平井４丁目 1-29	18
	発達障害相談センター 発達相談室「なないろ」 （18 歳未満）	5875-5401 5875-5101		11
江戸川区篠崎児童発達支援センター		6231-8017	江戸川区篠崎町 3-18-5	21
江戸川区葛西児童発達支援センター		3688-8613	江戸川区宇喜田町 175	23
江戸川区小岩児童発達支援センター		5655-9090(代表) 3672-0614(地域)	江戸川区北小岩 2-14-17 共育プラザ 1F	24-25

地域活動支援センター（I型）	地域活動・相談支援センター かさい	5679-6445	江戸川区清新町 2-7-20	46－47
	地域活動支援センター えどがわ	5879-0708	江戸川区松島 3-46-10 かとりコーポ 101	
	地域活動支援センター はるえ野	5664-6070 5664-6072 ※相談専用回線	江戸川区春江町 2-41-8	
	地域活動支援センター こまつがわ	5858-6421	江戸川区小松川 2-9 小松川二丁目第３アパート１階	
	地域活動支援センター さんかく	6808-5001	江戸川区中葛西 2-8-3 2F	
	地域活動支援センター こいわ	5655-9100	江戸川区南小岩 7-19-7 MACO ビル　2F	

[発達障害の対応が可能な病院一覧]　※掲載許可を得られた機関のみを掲載しています

(1) 子ども対象

病院名	所在	住所	連絡先	対象	内容	検査
まめの木クリニック	区内	江戸川区東小岩 5-20-5	3671-5360	初診は幼児～中学生まで	児童精神科医、発達専門の公認心理士、臨床心理士、ケースワーカーがチームになって子どもの発達・育ちとその環境を多面的に丁寧にアセスメントします。予約制です。	あり
久田医院	区内	江戸川区平井 1-27-7	3681-0081	幼児～中学生	お子さんの発達上の心配、心の悩みなどをご相談ください。状態に応じて支援し、又は専門医療機関に紹介します。こどもの心の健康相談。	なし
まつしま病院	区内	江戸川区松島 1-41-29	3653-5541	子ども	言葉の遅れや発達の心配があるお子さんの相談を受け付けています。必要に応じて、公認心理士によるカウンセリングも合わせて行っています。	あり
玉置医院	区内	江戸川区南小岩 3-8-1	3657-0266	子ども	診断、相談と支援、治療。 状態によって高次医療機関に紹介。 小児科専門医による診療です。	あり

＊2026 年８月１日時点の情報です。

病院名	所在	住所	連絡先	対象	内容	検査
小岩榎本クリニック	区内	江戸川区北小岩 1-1-12	5622-7221	大人	依存症、うつ病、統合失調症、アディクション・アルコール、ギャンブル、薬物、認知症	なし
西内科消化器内視鏡クリニック	区内	江戸川区平井 4-15-20	3682-3756	中学生を除く 15 歳以上	精神科医による診療と心理士によるカウンセリング（自費）を行っています。WAIS-IV（対象年齢 16 歳以上）やロールシャッハテストなどの心理検査もおこなっています。（自費・待機期間が発生することがあります）	あり

＊2026 年８月１日時点の情報です。

⑵ 大人対象

【 参考 】東京都福祉局発達障害者医療機関リスト

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/200420-9-iryoukikan-list

⇨

ダウンロードは
こちらから

２．区外機関

［支援機関・医療機関の情報］

東京都福祉局　発達障害のページをご覧ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shis aku/hattatsushougai.html

⇨

ダウンロードは
こちらから

［発達障害の対応が可能な病院一覧］

※掲載許可を得られた機関のみを掲載しています

病院名	所在	住所	電話	対象	内容	検査
東京都立 東部療育センター	区外	江東区新砂 3-3-25	5632-8070	子ども～大人	重症心身障害児(者)および心身に障害があり療育を必要とされている方（運動の障害、知的な遅れ、発達の遅れ）を対象に診療を行っています。 15 歳以上の方で発達障害の初診希望の方は対象外です。	必要時あり
医療法人社団 成仁病院	区外	足立区島根 3-2-1	050-3734-5408	児童～大人	児童から成人までの発達障害の検査を実施でき、外来治療や訪問診療を通して住み慣れた環境下の元、治療ができます。また、入院設備もあるので必要に応じた適切な治療を行うことができます。※大人の検査は WAIS のみです。	あり

＊2026 年８月１日時点の情報です。

［障害等に関する相談窓口］

（１）東京都発達障害者支援センター

【 18 歳未満の方 】

東京都発達障害者支援センター こども TOSCA

東京都在住の発達障害（疑いも含む）のある方とそのご家族、関係機関の方からの発達障害に関するご相談をご予約制でお受けしております。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

社会福祉法人　嬉泉（委託先）

住　　所	〒156-0055　東京都世田谷区船橋 1-30-9
電　　話	6413-0231
メ　ー　ル	tosca@kisenfukushi.com
利 用 日 時	【予約受付】月・火・水・木・金　　午前９時 ～ 午後５時 【相談日時】月・火・水・木・金　　午前９時３０分 ～ 午後５時
ホームページ	http://www.tosca-net.com/ ⇒

【 18 歳以上の方 】

東京都発達障害者支援センターおとな TOSCA

東京都在住・在勤・在学で 18 歳以上の発達障害（疑いも含む）のある本人とそのご家族、関係機関・施設からの発達障害に関する電話相談はご予約なしで受けています。

諸事情により電話での相談が難しい場合にはホームページの「ご相談フォーム」をご利用ください。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修、講師の派遣なども行います。

公益財団法人　神経研究所（委託先）

住　　所	〒１６２－０８５１　東京都新宿区弁天町 91 １階
電　　話	03-5579-8207
利 用 日 時	【相談受付　第１・第３週】月・火・水・木・金・土　　午前９時 ～ 午後５時 【相談受付　第２・第４・第５週】月・火・木・金　　午前９時 ～ 午後５時
ホームページ	https://otona-tosca.org/ ⇒

（2）東京都立精神保健福祉センター

住　　所	〒110-0004　台東区下谷 1-1-3
電　　話	3844-2212（こころの電話相談）
利 用 日 時	月～金　9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/sitaya/
事 業 内 容	心の健康に関する専門相談・支援や家族講座、精神障害者の社会復帰・リハビリテーション、関係機関職員向け研修等を実施しています。 1．思春期青年期相談 対象：おおむね 15 歳から 30 代半ばまでのご本人とご家族または学校等関係機関職員の方 （学校や職場に行けなくなってしまった、やめてしまいひきこもってしまった、家族と関係がうまくとれない、時には暴力をふるうこともある、拒食や過食の問題があり心配しているなど） 内容：面接相談（こころの電話相談にて相談の上、予約制） 思春期青年期家族グループ、思春期青年期本人グループ 2．デイケア 対象：都内 23 区に在住し、精神科医療機関に通院している方で、申し込み時点で 15 歳～30 代半ばまでの方。（統合失調症の方及び自閉スペクトラム症等の方） 内容：グループ活動を行いながら、日常生活のリズムを整え、人間関係を学び、社会生活への自信を取り戻すことを目指しています。 ※まず、地域を管轄する健康サポートセンター（5 ページ）へお問い合せください。

［子どもに関する相談窓口］

（1）児童相談所・こども家庭センター

住　　所	〒132-0021　江戸川区中央 3-4-18
電　　話	5678-1810
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/index.html ⟹
事 業 内 容	子どものしつけや不登校、障害、非行など 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。

（2）東京都ひきこもりサポートネット

電　話　相　談	0120-529-528（月～土　　10：00～17：00、年末年始・祝日を除く）
メ　ー　ル　相　談	https://hikikomori.metro.tokyo.lg.jp/ ⟹
ピアオンライン相談	https://hikikomori.metro.tokyo.lg.jp/howto/index.html#s_pia ⟹
来　所　相　談	月～金(年末年始・祝日を除く)事前予約制です。 足立区八王子市の相談室にて、相談員が対面で相談を受けております。
訪　問　相　談	江戸川区 福祉部 生活援護管理課 ひきこもり施策係 (電話 03-6657-4688)を通じて申込受付
事　業　内　容	ひきこもりに悩むご本人やご家族等からの相談を電話、メール及び訪問により受け付けています。また、令和４年度より、ひきこもりの経験のある方やその家族（ピアサポーター）とオンラインでお話しできるピアオンライン相談を実施しています。

［教育に関する相談窓口］

（1）東京都教育相談センター

住　　所	〒169-0074　新宿区北新宿 4-6-1（東京都子供家庭総合センター４階）
ホームページ	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp ⟹
電　話　相　談	教育相談一般・いじめ相談ホットライン　0120-53-8288（24 時間対応） 高校進級・進路・入学相談　3360-4175 （月～土：午前９時～午後５時　　※祝日、年末年始を除く。）
来　所　相　談	事前予約制です。電話相談にて御相談のうえ、お申し込みください。
メ　ー　ル 相 談	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html　（24 時間対応）
SNS等教育相談	「話してみよう　子供専用」(「相談ほっと LINE@東京」内) https://soudan-chat.net/browser_chat/tokyo-hotline/users/sign_in 毎日午後３時～午後 11 時（受付時間は午後 10 時 30 分まで）
対　　象　　者	幼児から高校生相当年齢までの子供、その保護者、教職員 （※ＳＮＳ等教育相談は、小学生・中学生及び高校生相当年齢の子供本人）
事　業　内　容	幼児から高校生相当年齢段階までの子供の性格や行動、しつけ、発達障害、いじめ、不登校、体罰、ヤングケアラーに起因する問題、高校への進級・進路などに関する相談等を、子供たちや保護者、学校の先生から受け付けています。

［就労に関する相談窓口］

（1）ハローワーク木場（専門援助第二部門）

<table>
<tr><td>住　　所</td><td>〒135-8609
江東区木場 2-13-19</td><td rowspan="3">
</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td>3643-8614</td></tr>
<tr><td>利 用 日 時</td><td>月～金　8：30～17：15
（祝日・年末年始を除く）</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td colspan="2">https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/kiba.html</td></tr>
<tr><td>対　　象　　者</td><td colspan="2">仕事探しや職業訓練の相談をしたい方

※各種専門窓口がございます
・障がいのある方（3 階　33 番窓口　障がい者コーナー）
・３４歳以下の方（1 階　15 番窓口　ヤングコーナー）</td></tr>
<tr><td>事　業　内　容</td><td colspan="2">障がい者コーナーでは、専門相談員がお話を伺います。
精神・発達障がい専門の相談担当者も配置しております。
就職活動のはじめ方や、求人の探し方、応募書類の作り方だけでなく、就職後の仕事に関するご相談（職場定着相談）も行っています。お気軽にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

（2）東京障害者職業センター

住　　所	〒110-0015　台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル３階
電　　話	6673-3938
利 用 日 時	月～金　8：45～17：00（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/ ⟹
対 象 者	・就職や職場定着を目指す障害のある方 ・障害のある方を新たに雇用するもしくは雇用している事業主 ・障害者の就労支援をしている関係機関
事 業 内 容	ハローワーク等の関係機関と連携しながら、以下の支援・サービスを行っています。 【障害のある方へのサービス】 ①職業相談・職業評価 ②職業準備支援 【障害者と事業主の双方へのサービス】 ①職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 ②精神障害者職場復帰支援（リワーク支援） 【事業主へのサービス】 ①障害者の雇用管理に関する相談及び支援 ②雇用管理サポート講習会の実施 【関係機関へのサービス】 職業リハビリテーションに関する技術的助言・援助、各種セミナー・研修  JEED らしく、はたらく、ともに

（3）公益財団法人　東京しごと財団

住　　所	〒102-0072　東京都千代田区飯田橋 3-10-3　東京しごとセンター8 階
電　　話	03-5211-2681
利 用 日 時	月～金　9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/
対　　象　　者	一般就労を目指す障害のある方・保護者・企業・障害者就労支援関係機関等
事 業 内 容	障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。 ●障害者雇用就業サポートデスク 就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です）。 ◆飯田橋　月～金 午前９時～午後５時 ◆多　摩　月～金 午前９時～午後５時 【電話】03-5211-5462(飯田橋・多摩共通) ●就活セミナー 就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。 ●企業見学 障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を、見学することが出来ます。 ●職場体験実習 企業で働いた経験がない(少ない)、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを図る場として、面談会を年８回、ミニ面談会を年４回行っています。 ●障害者委託訓練事業(障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業) ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。該当するのは、次の全てにあてはまる方です。 ①身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神保健福祉手帳のいずれかお持ちの方、または知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病があり公的な判定書(意見書・診断書)・難病指定の医療受給者証などをお持ちの方 ②居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、受講の推進を受けた方 ③職業訓練を通じて就労しようとする意思のある方 ※各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

